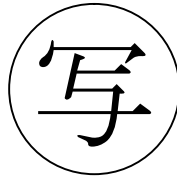


職員の給与等に関する報告及び勧告

令和2年10月

新潟市人事委員会



新人委第 451 号

令和 2 年 10 月 23 日

新潟市議会議長 佐藤 豊美 様

新潟市長 中原 八一 様

新潟市人事委員会

委員長 兒玉 武雄

本委員会は、地方公務員法第 8 条、第 14 条及び第 26 条の規定に基づき、
一般職の職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、あわせてその改定
について別紙第 2 のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう
要請します。

目 次

別紙第1 報告

第1 職員の給与等

1 職員給与の調査	1
2 民間事業所従業員の給与等の調査	2
3 職員給与と民間給与の比較	4
4 人事院の勧告	4
5 本年の給与の改定	5
6 勧告実施の要請	6

第2 人事管理に関する課題

1 人材の確保・育成等	7
2 働き方改革と勤務環境の整備	9
3 高齢期の雇用の在り方	14
4 会計年度任用職員の適正な任用・勤務条件の確保	14
5 公務員倫理の確保	14

別記 令和2年人事院の報告及び勧告の概要	16
----------------------	----

別紙第2 勧告 18

<資料編>

第1 職員給与	資-1
第2 民間給与等	資-32
第3 生計費・労働経済指標	資-37

報 告

地方公務員法に基づく人事委員会の勧告制度は、職員が労働基本権の制約を受けていることへの代償措置であり、労使当事者以外の第三者の立場に立ち、職員に対して社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保する機能を有するものである。

職員の給与については、民間企業の従業員の給与と均衡させることを基本に勧告を行っている。この理由は、職員も勤労者であって適正な勤務の対価を受けることが必要とされる中で、その給与は民間企業とは異なり市場原理による決定が困難であることから、労使交渉等によってその時々々の経済・雇用情勢を反映した民間に準拠することが最も合理的であり、職員の理解と納得とともに広く市民の理解を得られる方法である、と考えられるからである。

本委員会は、本市職員の給与の実態、市内民間企業従業員の給与等勤務条件並びに国及び他の地方公共団体の勤務条件を含むその他諸情勢について調査研究を行い、職員の給与等勤務条件について検討を重ねてきた。

その結果について、次のとおり報告する。

第 1 職員の給与等

1 職員給与の調査

本委員会は、技能労務職員及び企業職員を除く職員の本年 4 月における給与の支給状況を把握するため、「令和 2 年職員給与実態調査」を実施した。

上記職員は、従事する職務の種類に応じ、一般俸給表、医療職俸給表（1）、医療職俸給表（2）、医療職俸給表（3）、消防職俸給表、福祉職俸給表、教育職俸給表（1）、新潟県教育職員の例により適用される教育職給料表（一）及び教育職俸給表（2）の 9 つの俸給表の適用を受けている。

上記俸給表の適用を受ける職員は 8,605 人で、平均年齢は 43.0 歳であり、実際に支払われた平均給与月額は、俸給 347,434 円、扶養手当 8,493 円、地域手当 10,892 円、住居手当 5,200 円、管理職手当 5,306 円、その他の手当 2,849 円の合計 380,173 円（昨年 379,486 円）である。

[資料編 第 1 職員給与（資-1～資-31 頁） 参照]

2 民間事業所従業員の給与等の調査

(1) 調査の方法

本委員会は、人事院等と共同して、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上である市内の 420 事業所から層化無作為抽出法（注）により抽出した 104 事業所について、「令和 2 年職種別民間給与実態調査」を実施した。なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

本年の調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、実地によらない方法でも調査可能な特別給等に関する調査を 6 月 29 日から先行して実施した。また、各企業における給与改定の状況や各種手当の支給状況等についてもあわせて調査を実施した。

なお、実地が基本となる月例給の調査については、感染予防対策を徹底した上で、8 月 17 日から 9 月 30 日までの期間で実施した。この調査では、公務に類似する 54 職種の職務に従事する従業員について、本年 4 月分として実際に支払われた給与月額等を、詳細に調査を行った。

（注） 層化無作為抽出法とは、調査対象事業所を規模等によって層化（グループ分け）し、所定の抽出率を用いて、これらの層から調査事業所を無作為に抽出することをいう。

(2) 特別給等に関する調査の実施結果

本年の特別給等に関する調査は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、調査完了率は 85.3% と非常に高いものとなっており、調査結果は広く市内民間企業の給与等の状況を反映したものとなっている。

本調査の主な結果は、次のとおりである。

ア 給与改定の状況

第1表に示すとおり、民間事業所においては、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は32.8%（昨年34.6%）、ベースアップを中止した事業所の割合は12.2%（同6.3%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は1.2%（同0%）となっている。

第1表 民間における給与改定の状況 (単位：%)

役職段階	項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係員		32.8	12.2	1.2	53.8
課長級		27.3	9.5	1.3	61.9

また、第2表に示すとおり、係員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は90.5%（同89.0%）となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合が17.6%（同30.2%）、減額となっている事業所の割合は9.4%（同3.3%）となっている。

第2表 民間における定期昇給の実施状況 (単位：%)

役職段階	項目	定期 昇給 制度 あり	定期昇給実施			定期 昇給 中止	定期 昇給 制度 なし	
			増額	減額	変化なし			
係員		92.8	90.5	17.6	9.4	63.5	2.3	7.2
課長級		84.5	82.2	15.4	10.5	56.3	2.3	15.5

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

イ 給与の状況

(7) 家族手当

家族手当の支給状況について、配偶者にあつては月額12,553円（昨年10,649円）、配偶者と子2人にあつては月額25,268円（同22,496円）となっている。

[資料編 第12表（資-35頁） 参照]

(1) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間に支払われた賞与等の特別給(ボーナス)の支給割合は、所定内給与月額額の4.44月分(昨年4.48月分)に相当している。

[資料編 第13表(資-35頁) 参照]

3 職員給与と民間給与の比較

職員給与と民間給与の比較にあたっては、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査に基づき、一定の時期に賞与等として支給される給与(特別給)と毎月きまって支給される給与(月例給)の2つに分けて行う。

(1) 特別給

職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(4.50月)は、民間における特別給の支給割合(4.44月)を0.06月分上回っている。

(2) 月例給

本委員会は、職員と民間事業所従業員の月例給に関し、前記調査に基づき、職員においては一般俸給表適用者、民間においてはこれに類似する事務・技術関係職種の従業員について、役職段階・学歴・年齢を同じくする者同士を対比させる「ラスパイレス方式」で、4月分の給与額(注)を精密に比較を行ってきている。

本年においても、8月17日から9月30日までの期間に実施した月例給に関する調査に基づき、4月分の給与額を比較することとする。

(注) 毎月きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。

4 人事院の勧告

人事院は、本年10月7日、国家公務員法等の規定に基づき、国会及び内閣に対して、一般職の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに公務員人事管理に関する報告を行った。

それらの概要は、別記（16～17頁）のとおりである。

5 本年の給与の改定

(1) 特別給

前記 3 (1) のとおり、民間の年間支給割合が本市の年間支給月数よりも下回っていたことから、0.05 月分引き下げることにした。支給月数の引下げ分は、民間の特別給の支給状況及び人事院勧告を踏まえ、期末手当から差し引くこととする。

本年度については、12 月期の期末手当から差し引くこととし、令和 3 年度以降においては、6 月期及び 12 月期における期末手当が均等になるよう支給月数を定めることとする。

また、特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、上記の改定内容及び人事院勧告を踏まえ、同様に支給月数を引き下げることにする。

第 3 表 本市職員の令和 2 年 12 月以降の期末・勤勉手当の支給月数

職員	令和 2 年 12 月		令和 3 年 6 月以降	
	期末	勤勉	期末	勤勉
一般職員	1.25 月	0.95 月	1.275 月	0.95 月
特定幹部職員	1.05 月	1.15 月	1.075 月	1.15 月

(2) 月例給

前記 3 (2) の方法により算出した民間給与との較差に基づき、必要な報告及び勧告を行うこととする。

(3) その他検討すべき事項

教員特殊業務手当については、国における部活動の活動時間の見直しや他の地方公共団体の動向等を考慮し、見直しを検討する必要がある。

6 勧告実施の要請

民間準拠により職員給与等を決定する仕組みは、職員に対し市民から支持される納得性のある勤務条件を保障し、職員の努力や実績に報いるとともに、人材の確保や労使関係の安定などを通じて、効率的な行政運営に寄与するものである。

市議会及び市長におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

第2 人事管理に関する課題

1 人材の確保・育成等

(1) 多様で有為・有能な人材の確保

本委員会においては、広く人材を求めるため、任命権者と連携し、ホームページの充実や合同企業説明会への参加のほか、若手職員が学生に業務内容や職場の雰囲気伝える座談会「おしごとナビ」の実施や、SNSを活用した情報発信を行うなど、本市で働くことの魅力ややりがいをPRしてきたところである。

また、職員採用試験の受験申込方法については、スマートフォンでも可能な電子申請の対象職種を、昨年度から全職種に拡大するなど、利便性向上に努めてきた。

しかしながら、採用予定人数の減少も要因の一つとして影響を及ぼしたものと考えられるが、採用人数が最も多い一般行政職の受験者数が、昨年度に引き続き減少する結果となった。今後も、少子化に伴い受験年齢人口が減少することから、採用環境は厳しいことが予想される。

なお、今年職員の採用環境は、新型コロナウイルス感染症の発生により大きな影響を受けた。本委員会でも3月に新潟と東京で予定していた採用説明会を中止したほか、4月の緊急事態宣言の発出を受け、毎年6月に実施していた東京会場での大学卒業程度の一次試験も中止せざるを得なかった。また、緊急事態宣言解除後には、試験会場における感染拡大防止のため、マスクの着用、間隔を広げた座席配置、換気などの対策を講じてきた。

今後も、安心して受験に臨めるよう、引き続き各種対策を講じ円滑な試験運営に努めていくとともに、高い意欲と能力のある受験志望者を多く確保するため、オンライン上でセミナー等を実施するアプリケーションの活用など、本市で働くことの魅力ややりがい、業務に関する情報をより効率的に伝える方策の検討を行っていく。

また、多様で有為・有能な人材を確保するためには、試験方法の検討も重

要であることから、本市が求める人材に適した受験要件の検討及び受験者の能力等を適切に見極める試験方法について引き続き調査・研究を進めていくこととする。

(2) 人材の育成

働き方改革や新型コロナウイルス感染症拡大など、社会の急激な変化により行政課題が多様化、複雑化している現状で、市民満足度の向上に向けた行政運営を行っていくためには、市民の立場で考え共感することができる感受性と、高い専門性を身に付けた職員の育成が必要となる。

そのため本市では、「市民と行政を結ぶ市民から信頼される職員」を人材の基本理念とし、研修や人事異動等を連携させながら、職員一人ひとりが持つ能力を最大限に発揮できるよう人材育成に取り組んでいる。

人事異動については、職員の能力開発及びキャリア形成支援という観点から、採用後概ね10年間で原則として、区役所を含む3カ所の職場を経験することで、基本的知識の習得と幅広い視野を育成し、その後は、それまでに培われた経験や能力、適性を重視して配置している。また、職員自らのキャリアデザインを重視する人事制度として、専門性を追求する意欲ある職員と地域貢献意欲の高い職員について、自らが登録した専門分野またはエリア(区)を重視した配置を行う、フランチャイズ登録制度を運用している。

任命権者においては、国などの動向を注視し、引き続き、各制度の活用及び職員の能力に応じた適材適所の配置を進めるとともに、階層別研修や職場研修など職員の能力向上の機会充実に努め、市政を担うにふさわしい高い行政能力を持ち、市民から信頼される職員を育成していくことを望む。

(3) 能力・実績に基づく人事管理

本市において、人事評価制度は、人材育成に加え、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用されている。

人事評価により職員個々の能力や実績を公正・的確に把握し、人事管理の基礎とすることは、適材適所の人事配置や勤務成績に応じた給与等の処遇に

資することになり、職員の意欲を高め、公務能率の向上につながるものと考ええる。

人事評価制度の公正性を確保しながら職員の納得度をさらに高めていくには、全ての職員が制度を理解し、適正な評価が実施されることが重要である。任命権者においては、評価者・被評価者双方を対象とした研修等を通じて適正な制度運用を行うとともに、評価者と被評価者のコミュニケーションが十分に図られるよう支援を行い、人材育成への活用に向けた取組を継続する必要がある。

(4) 障がい者の活躍推進

本委員会が実施する障がい者を対象とした採用選考試験については、昨年度から受験資格を拡大し、身体障がいのある方に加え、知的障がいや精神障がいのある方も対象として実施している。

一方、令和2年6月1日現在における障がい者の実雇用率については、教育委員会を除く部門において法定雇用率が未達成となった。各任命権者においては、それぞれで策定した「障害者活躍推進計画」に掲げた内容を着実に実施し、法定雇用率の速やかな達成に向けた取組を進めるとともに、障がいのある職員が自身の有する能力を有効に発揮できるよう、雇用の質向上のための取組を推進することが求められる。

2 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 仕事と家庭の両立支援の推進

本市ではこれまでに、次世代育成支援対策推進法に基づく「第3期新潟市特定事業主行動計画」や、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「新潟市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定し取組みを進めてきたところである。

両計画は相互に密接な関係があることから、令和2年4月に両計画を一体化し、「新潟市特定事業主行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定した。

この行動計画では、女性職員の職域拡大・計画的育成及びキャリア形成支援、家庭と仕事の両立等を取組項目として掲げている。

ア 女性職員の職域拡大・計画的育成とキャリア形成支援

現状、管理職に占める女性の割合は年々増加している。女性管理職の配置数や割合を目標に掲げ、積極的に女性職員の登用に取り組んできたものと評価できる。

配置分野に男女の偏りのない多様な部署への配置とともに、引き続き、女性職員の登用及びキャリア形成のための研修等に取り組んでいくことを望む。

イ 仕事と家庭の両立

職員が能力を十分に発揮するためには、仕事と生活の調和がとれた働き方が重要であり、本市はこれまでも、育児・介護と仕事の両立に取り組んできたところである。

行動計画においては、男性職員の育児休業取得率及び子育て目的の特別休暇（配偶者出産休暇及び育児参加休暇）取得率を目標に掲げ、職員への制度の周知、職場の理解・支援等に取り組んでいる。その結果、昨年度の育児休業取得率は 13.2%で目標を達成することができた。一方、子育て目的の特別休暇は、配偶者出産休暇及び育児参加休暇の取得率がともに 94.0%と、90%を超えているものの、行動計画の最終目標取得率 100%には至らなかった。

今後も、性別や年齢、子どもがいるいないを問わず、仕事と家庭が両立できる職場環境の実現に取り組んでいく必要がある。

また、働きながらの不妊治療や家族の介護など、仕事と治療の両立や仕事と介護の両立も重要な課題である。不妊治療に関して、他の地方公共団体では休暇制度の導入や療養休暇制度で運用するなどの動きもあり、本市においても、国などの動向も踏まえ、支援のあり方を引き続き検討することを望む。

(2) 長時間労働の是正

長時間労働の是正は、職員の心身の健康保持、ワーク・ライフ・バランス、

士気の確保，公務能率の向上等の観点から，重要な課題である。

ア 時間外勤務の縮減

本市では，時間外勤務縮減のため，従来から取り組んでいる事前命令や定時退庁推進日の徹底，時差勤務の活用などに加え，平成31年4月から時間外勤務命令の上限を原則月45時間，年360時間とするとともに，月80時間を超えて時間外勤務を命令した場合など一定の要件に該当した所属長に対し，当該時間外勤務に係る要因の整理，分析及び検証を義務付けることとした。

本市職員の昨年度までの直近3カ年の時間外勤務時間数の実績を見ると，各所属において意識的に縮減に取り組んでいる効果もあり，全部局の職員1人当たりの月平均時間外勤務時間数は，減少傾向にある。一方で，特定の職員に業務が集中するなどの課題も残っている。

任命権者においては，AI，RPA（注）などのICTを活用した業務の効率化に加え，新型コロナウイルス感染症をきっかけとした書面，押印，対面を前提とした業務の抜本の見直しなども踏まえ，引き続き長時間労働の是正に有効な対策を講じていく必要がある。

（注） ロボティック・プロセス・オートメーション（ロボットによる業務自動化）

イ 学校における働き方改革

学校における働き方改革については，法改正を踏まえ，第2次多忙化解消行動計画を一部改定し，職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間外在校等時間について，1月当たり平均45時間以下である教職員の割合を全体の70%以上とする目標を掲げ，令和2年4月から同計画に基づき学校閉庁日の設定，スクールロイヤーの導入，学校事務支援員と部活動指導員の配置など引き続き取組が進められている。

また，国においては，教諭等が本来の職務に集中することができる環境を整備するため，令和2年7月に教諭等及び事務職員の標準職務の参考例が示され，令和2年9月には休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を整備することなどを含む部活動改革の案が示されるなど学校における働き

方改革の取組が更に進められている。

本市においては、国の動向も踏まえつつ、学校と教育委員会が一体となり、更には保護者・地域からの協力を得ながら、学校における働き方改革に向け引き続き実効性のある取組が行われることを望む。

ウ 勤務時間の状況の適正把握

職員の長時間労働を是正し、健康を確保していくためには、職員の勤務時間の状況を適正に把握し管理していくことも重要である。昨年度、本委員会が労働基準監督機関として実施した事業場調査において、市長及び教育長に対し、国の労働時間の適正把握に関するガイドラインの遵守を求めたところである。現状においては、主に職員の自己申告で把握していることから、任命権者は、引き続き過少申告とならないようそれを防止する取組を併せて実施するとともに、ICTを最大限に活用した効率的な管理方法を速やかに検討し導入していく必要がある。

(3) 柔軟な働き方の推進

近年では、民間企業をはじめ、国や地方公共団体においても、フレックスタイム勤務やテレワークなど、働く時間や場所を選択できる柔軟な働き方を試行・導入する動きが見られるところである。

これらの柔軟な働き方の選択肢を増やしていくことは、育児や介護を行う職員や障がいのある職員はもとより、多くの職員が職務に対して高い意欲を保持し、その能力を十分に発揮できるようになることから、公務能率の向上に資するものである。特に本年は、新型コロナウイルス感染症対策として全国的にテレワークが広がりを見せた。

本市でも、感染症対策として在宅勤務を推進しているものの、業務システムへのアクセスができないなど課題も残っている。それらの課題を解決すべく、本市において現在、国の新型コロナウイルス対策地方創生臨時交付金を活用し、さらなる在宅勤務環境の整備に向け検討が進められているところである。

任命権者においては、在宅勤務の際の勤務時間管理の在り方や通信費等の費用負担などの課題について、引き続き検討していく必要がある。

(4) メンタルヘルス対策

職員が能力を発揮し業務を遂行するためには、心身の健康保持が重要であるが、本市において、メンタルヘルス不調による療養を必要とする職員が依然として多い状況であることから、メンタルヘルスカケアが課題となっている。

任命権者においては、こころの健康相談窓口を設け、臨床心理士等が電話や面接等による相談を実施することでその予防を図っているほか、療養中の職員に対しては、リワーク研修センターの利用を通じ職員の職場復帰を支援していることから、職場復帰に向けた取組については一定の成果が認められている。

メンタルヘルスについては、一朝一夕に問題を解決することは困難であるため、引き続き予防や再発防止に向けた取組を行うとともに、ストレスチェック結果を活用した職場環境の改善等、組織全体の対策を進めていくことが重要である。

(5) ハラスメント対策

人事院がパワーハラスメント等を防止するため人事院規則 10-16 を制定し（令和 2 年 6 月 1 日施行）、同時に関係規則の一部改正を行ったことを受け、本市においても国の方針に合わせ「新潟市職員のハラスメント防止に関する要綱」の一部改正を行った。

職員が業務に対してやりがいを感じ、その能力を十分に発揮するためには、ハラスメントを許さない職場風土の醸成が必要である。

本市はこれまでも、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題に対応するため、相談員による苦情相談や全所属長及び職員への研修を実施してきたところであるが、全ての職員がハラスメントについて正しい知識を持つための研修を継続して実施するとともに、職員が安心して相談できる体制を整え、相談に対し迅速かつ適切に対応すること

で、良好な勤務環境を確立することを望む。

3 高齢期の雇用の在り方

少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口の減少が続くことにより、働く意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作っていくことは、社会全体の課題であり、公務においても、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の能力及び経験が不可欠となっている。

令和2年3月に、定年を国に準じて65歳へ段階的に引き上げる地方公務員法の一部を改正する法律案が国会へ提出され継続審査となっている。その内容は、60歳に達した職員を原則として管理職から外すいわゆる役職定年制の導入や職員が60歳に達する日の前年度に60歳以後の任用、給与、退職手当等の必要な情報を提供し、60歳以後の勤務の意思を確認する制度を新設するものとなっている。

今後も、雇用と年金の接続を図ることができるよう現行の再任用制度を引き続き運用するとともに、定年の引き上げを見据え、国の動向を注視しながら、長期的な人事管理の在り方について早急に検討を進めていくことが必要である。

4 会計年度任用職員の適正な任用・勤務条件の確保

法改正に伴い、令和2年度から会計年度任用職員制度の運用が開始され、概ね円滑な制度移行が図られたところである。しかしながら、一部の職種では、勤務条件の明示が任用後になされた事例や、応募者が不足し予定していた人員を配置できない事例なども見受けられた。

任命権者においては、公務運営に支障が生じないよう適正な任用及び勤務条件等が確保されるよう引き続き努められたい。

5 公務員倫理の確保

市政運営にあたっては、市民との信頼関係を構築していくことが必要不可欠であるが、いったん不祥事が発生すると、それが一部の職員の行為であっ

でも、市政全体の信用を失墜させ、市政運営に大きな影響を与えることになる。

本委員会では、これまでも公務員倫理の確保について繰り返し述べてきたところであるが、昨年度も免職処分事案が発生するなど憂慮すべき事態である。

職員にあっては、自らが全体の奉仕者として、より高い倫理観を求められていることを強く自覚するとともに、一つの非違行為が公務全体に対する信頼を著しく失墜させるものであることを常に意識して、日々の職務に取り組んでいかなければならない。併せて令和2年4月から導入された内部統制制度により、適正な事務執行の確保や業務の効率的・効果的な達成に向け職場の管理体制を改めて見直すなど、組織として業務のチェック体制を強化・徹底することが求められる。

また、職務の適正な執行と公務に対する信頼確保のためにも、退職管理の適正確保は重要である。任命権者においては、元職員による働きかけ行為等の本委員会への届出義務を含めた制度周知を図り、引き続き退職管理の適正化に努める必要がある。

市民からの信頼を確保し、職員一人ひとりが自信と誇りを持って働くことができるよう、任命権者においては、内部統制をはじめとする体制や制度の整備及び運用に努めるとともに、研修等により公務員倫理のさらなる向上に継続して取り組むことを望む。

給 与 勧 告 の 骨 子

○ 給与勧告のポイント

ボーナスを引下げ（△0.05月分）

月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

I 給与勧告制度の基本的考え方

（給与勧告の意義と役割）

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II ボーナスの改定等

1 民間給与の調査

約12,000民間事業所を対象に調査。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ボーナスに関する調査を実地によらない方法で先行実施（完了率80.3%）
なお、月例給に関する調査は9月30日まで実施

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.46月 （公務の支給月数 4.50月）

2 ボーナスの改定の内容と考え方

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和2年度 期末手当	1.30月（支給済み）	1.25月（現行1.30月）
勤勉手当	0.95月（支給済み）	0.95月（改定なし）
3年度 期末手当	1.275月	1.275月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

〔実施時期〕

法律の公布日

3 月例給

公務と民間の4月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を予定

行政職(一)…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳〔対前年 △2,255円、△0.2歳〕

公務員人事管理に関する報告の骨子

危機的事態が次々と発生している中で、必要十分な行政サービスを提供できるよう、有為の人材の確保・育成等の本院の責務を適切に果たすとともに、職員の倫理感・使命感の醸成等を引き続き働きかけ。在宅勤務等の新たな働き方への変革といった課題も踏まえた取組を推進

1 新型コロナウイルス感染症に係る本院の取組

- ・ 一部の採用試験を延期した上で、十分な感染症対策を行いつつ実施。動画やSNSを活用した情報発信などによる人材確保活動を展開
- ・ 研修の年間実施計画を大幅に見直し。諸外国の大学院等への派遣研修について、渡航時期の延期を可能とするなどの柔軟な対応
- ・ 時差出勤のため勤務時間割振りの特例を措置、職場の感染拡大防止対策等の周知、非常勤職員も含め出勤困難な場合の特別休暇を適用。公務災害認定等事務が速やかに行われるよう指導
- ・ 感染症対策の緊急措置に係る作業に従事した場合に特例的に防疫等作業手当を支給できるよう措置。インターネットを活用して、公平審査に必要な調査を実施

2 人材の確保及び育成

- ・ 多様な有為の人材の確保が重要な課題。受験者層の特性に応じた人材確保活動の強化等を実施。人材確保上の課題やニーズを幅広く把握し、それを踏まえた活動を展開。政府の要請を受け、就職氷河期世代を対象とした選考試験を本年11月以降実施。障害者雇用について、今後とも、関係各方面の意見を聴きつつ、必要な検討
- ・ 職員にグローバル社会を切り開くためのキャリアを自律的に考えさせることが重要。管理職員のマネジメント能力向上、若手・女性職員のキャリア形成支援等のための研修を引き続き実施

3 勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正等

今後、超過勤務命令の上限を超えた場合における各府省による要因の整理・分析・検証の状況を把握し、必要な指導を実施。恒常的に長時間勤務がある職域には要員を確保する必要
柔軟な働き方に対応した勤務環境の整備を進めるため、現行制度の整理も含めて研究

(2) ハラスメント防止対策

本年6月からパワハラ防止等のための人事院規則等が施行。研修教材の提供やハラスメント相談員セミナーの開催など、各府省における防止対策を支援

(3) 仕事と家庭の両立支援

男性の育児参画の促進など政府の取組状況等を踏まえつつ、引き続き、両立支援制度の周知等に取組。不妊治療と仕事の両立に関する実態や職場環境の課題等を把握し、必要な取組を検討

(4) 心の健康づくりの推進等

ストレスチェックの活用やオンラインでの心の悩み相談の導入等による心の健康づくりの推進。公務災害認定事案の分析結果に基づき過労死等防止の観点から各府省への指導・助言

(5) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。休暇について、引き続き民間の状況を適切に把握し、必要な検討

4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

- ・ 高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、定年を段階的に65歳に引き上げるための措置が早期に実施されるよう改めて要請
- ・ 政府における人事評価の改善に向けた検討に協力。人事評価の結果を任用、給与等に適切に反映するため、昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表の在り方等について検討

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、新潟市給与条例（昭和 32 年新潟市条例第 60 号）、新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 16 年新潟市条例第 164 号）及び新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 16 年新潟市条例第 165 号）を改正することを勧告する。

1 新潟市給与条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和 2 年 12 月期の支給割合

ア 特定幹部職員以外の職員（再任用職員を除く。）

期末手当の支給割合を 1.25 月分とすること。

イ 特定幹部職員（再任用職員を除く。）

期末手当の支給割合を 1.05 月分とすること。

(2) 令和 3 年 6 月期以降の支給割合

ア 特定幹部職員以外の職員（再任用職員を除く。）

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.275 月分とすること。

イ 特定幹部職員（再任用職員を除く。）

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.075 月分とすること。

2 新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和 2 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.65 月分とすること。

(2) 令和 3 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.675 月分とすること。

3 新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和2年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

(2) 令和3年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実現するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。ただし、1の(2)、2の(2)及び3の(2)については令和3年4月1日から実施すること。

資料編

資料編目次

第1 職員給与

令和2年職員給与実態調査の概要	資- 1
第1表 職員給与実態調査結果総括表	資- 2
第2表 各種手当の支給状況	資- 3
第3表 扶養親族数別人員	資- 5
第4表 住居手当の支給状況	資- 5
第5表 通勤手当の支給状況	資- 5
第6表 俸給表別, 級別, 号俸別人員	資- 6
第7表 俸給表別, 級別, 年齢別人員	資- 24
第8表 過去の職員給与実態調査の概要	資- 29
第9表 再任用職員の俸給表別, 級別人員	資- 31

第2 民間給与等

令和2年職種別民間給与実態調査の概要	資- 32
第10表 産業別, 企業規模別調査事業所数	資- 34
第11表 調査事業所における企業規模及び本・支店別構成	資- 34
第12表 民間における家族手当の支給状況	資- 35
第13表 民間における特別給の支給状況	資- 35
第14表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	資- 36

第3 生計費・労働経済指標

令和2年4月の標準生計費算定方法	資- 37
第15表 新潟市における費目別, 世帯人員別標準生計費	資- 37
第16表 労働経済指標	資- 38

第1 職員給与

令和2年職員給与実態調査の概要

1 調査の目的

この調査は、職員の給与等の実態を把握し、給与に関する基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査対象者

本市の一般職の職員で、令和2年4月1日に在籍する者を対象とした。
ただし、次に掲げる職員は調査から除外した。

- | | |
|------------|-----------------------|
| ① 技能労務職員 | ⑥ 4月現在休職中の職員 |
| ② 企業職員 | ⑦ 4月現在育児休業中の職員 |
| ③ 臨時的任用職員 | ⑧ 4月現在育児短時間勤務の職員 |
| ④ 任期付職員 | ⑨ 4月現在在籍専従の許可を受けている職員 |
| ⑤ 会計年度任用職員 | ⑩ 4月現在財団等に派遣されている職員 |
| | ⑪ 4月現在停職、減給中の職員 |

3 分類

集計にあたっては、上記対象職員を俸給表の種類により以下のとおり分類した。

俸給表	適用職員
一般俸給表	他の俸給表の適用を受けないすべての職員
医療職俸給表(1)	保健所等に勤務する医師及び歯科医師
医療職俸給表(2)	保健所、学校等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士
医療職俸給表(3)	保健所、学校等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師
消防職俸給表	消防吏員(消防長を除く)
福祉職俸給表	児童福祉施設、老人福祉施設、知的障害者援護施設等に勤務し、入所者の指導、保育・介護等の業務に従事する職員又は児童の一時保護の業務に従事する職員
教育職俸給表(1)	高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師及び実習助手
新潟県教育職員の例により適用される教育職給料表(-)	新潟市教育職員給与条例第35条の規定に基づき、新潟県の「市町村立学校職員の給与に関する条例」に規定する教育職給料表(-)が適用される職員(市立高等学校及び特別支援学校等に勤務する校長、教諭等)
教育職俸給表(2)	幼稚園、小学校及び中学校に勤務する校長、園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師

4 集計

この調査にあたっては、総務部職員課、教育委員会事務局教育職員課の協力を得た。

第1表

職員給与実態調査結果総括表

区分 適用俸給表	職員数	性別		学歴別				平均 経験 年数	平均 年齢	俸給			手当					合計
		男	女	大学	短大	高校	中学			俸給 月額	調整 額	計	扶養 手当	地域 手当	住居 手当	管理職 手当	その他	
一般	3,150	2,020	1,130	2,278	256	615	1	19.9	42.1	323,791	922	324,713	9,056	10,379	5,775	6,985	73	356,981
医療職(1)	5	4	1	5	0	0	0	33.9	57.0	536,260	0	536,260	21,200	103,242	0	87,800	224,200	972,702
医療職(2)	93	27	66	66	27	0	0	18.9	42.0	324,678	2,403	327,082	6,833	10,102	5,532	2,814	3,500	355,863
医療職(3)	165	5	160	140	21	4	0	20.3	42.9	336,305	0	336,305	4,891	10,311	4,697	2,521	0	358,725
消防職	904	888	16	312	29	563	0	18.9	39.3	320,541	0	320,541	14,355	10,172	6,565	2,487	0	354,120
福祉職	626	47	579	219	391	16	0	14.2	35.7	285,290	360	285,650	3,794	8,683	6,548	0	0	304,675
教育職(1)	190	75	115	183	7	0	0	20.6	43.5	364,357	20,529	384,886	6,821	11,869	4,653	3,933	6,795	418,957
新潟県教育職員の例により 適用される教育職給料表(-)	75	45	30	75	0	0	0	27.2	50.2	405,456	16,218	421,674	9,980	6,474	4,593	0	10,908	453,630
教育職(2)	3,397	1,480	1,917	3,224	171	2	0	22.9	46.0	370,018	14,114	384,132	7,538	11,922	4,121	5,752	6,103	419,569
計	8,605	4,591	4,014	6,502	902	1,200	1	20.6	43.0	340,878	6,556	347,434	8,493	10,892	5,200	5,306	2,849	380,173

(参考)

技能労務職	502	327	175	28	55	411	8	31.2	51.3	339,763	48	339,811	9,163	10,469	1,829	0	0	361,272
企業（市民病院）	1,002	311	691	575	411	16	0	14.5	37.3	313,312	0	313,312	6,465	18,276	9,154	5,583	32,880	385,670
企業（水道）	302	282	20	146	19	136	1	22.7	43.9	330,291	0	330,291	11,444	10,412	5,312	5,343	0	362,801

- (注) 1 教育職俸給表の俸給月額には、3級の職員に支給される「3級に加える額」を含む。俸給の調整額には、教職調整額を含む。
 2 その他の手当は、初任給調整手当、単身赴任手当、定時制教育手当、義務教育等教員特別手当である。
 3 新潟県教育職員の例により適用される教育職給料表(-)とは、新潟市教育職員給与条例第35条の規定に基づき、新潟県の「市町村立学校職員の給与に関する条例」に規定する教育職給料表(-)が適用される職員。
 4 再任用職員は含まれていない。（以下第8表まで同じ。）

第2表

各種手当の支給状況

区分 適用俸給表	初任給調整手当			扶養手当			通勤手当			地域手当		
	受給 職員数	受給職員 1人当たり 平均手当額	全職員 1人当たり 平均手当額	受給 職員数	受給職員 1人当たり 平均手当額	全職員 1人当たり 平均手当額	受給 職員数	受給職員 1人当たり 平均手当額	全職員 1人当たり 平均手当額	受給 職員数	受給職員 1人当たり 平均手当額	全職員 1人当たり 平均手当額
	人	円	円	人	円	円	人	円	円	人	円	円
一般	-	-	-	1,366	20,883	9,056	2,812	8,671	7,740	3,150	10,379	10,379
医療職(1)	5	224,200	224,200	3	35,333	21,200	5	5,088	5,088	5	103,242	103,242
医療職(2)	14	23,250	3,500	30	21,183	6,833	88	8,392	7,941	93	10,102	10,102
医療職(3)	-	-	-	36	22,417	4,891	153	7,897	7,323	165	10,311	10,311
消防職	-	-	-	606	21,413	14,355	873	4,345	4,196	904	10,172	10,172
福祉職	-	-	-	122	19,467	3,794	584	5,601	5,225	626	8,683	8,683
教育職(1)	-	-	-	63	20,571	6,821	179	6,988	6,583	190	11,869	11,869
新潟県教育職員の例により 適用される教育職給料表(-)	-	-	-	37	20,230	9,980	75	9,556	9,556	75	6,474	6,474
教育職(2)	-	-	-	1,241	20,635	7,538	3,258	6,432	6,169	3,397	11,922	11,922
計	19	76,132	231	3,504	20,856	8,493	8,027	7,019	6,570	8,605	10,892	10,892

(参考)

技能労務職	-	-	-	255	18,039	9,163	468	5,488	5,116	502	10,469	10,469
企業（市民病院）	122	270,048	32,880	300	21,593	6,465	898	5,608	5,026	1,002	18,276	18,276
企業（水道）	-	-	-	170	20,329	11,444	290	8,042	7,722	302	10,412	10,412

区分 適用俸給表	住居手当			単身赴任手当			管理職手当		
	受給 職員数	受給職員 1人当たり 平均手当額	全職員 1人当たり 平均手当額	受給 職員数	受給職員 1人当たり 平均手当額	全職員 1人当たり 平均手当額	受給 職員数	受給職員 1人当たり 平均手当額	全職員 1人当たり 平均手当額
	人	円	円	人	円	円	人	円	円
一般	718	25,338	5,775	5	46,000	73	343	64,151	6,985
医療職(1)	-	-	-	-	-	-	5	87,800	87,800
医療職(2)	20	25,727	5,532	-	-	-	4	65,425	2,814
医療職(3)	30	25,833	4,697	-	-	-	7	59,414	2,521
消防職	236	25,147	6,565	-	-	-	35	64,243	2,487
福祉職	165	24,841	6,548	-	-	-	-	-	-
教育職(1)	35	25,260	4,653	-	-	-	-	57,477	3,933
新潟県教育職員の例により 適用される教育職給料表(-)	13	26,500	4,593	-	-	-	-	-	-
教育職(2)	559	25,046	4,121	4	36,000	42	342	57,130	5,752
計	1,776	25,194	5,200	9	41,556	42	749	60,954	5,306

(参考)

技能労務職	37	24,816	1,829	-	-	-	-	-	-
企業（市民病院）	356	25,764	9,154	-	-	-	73	76,626	5,583
企業（水道）	64	25,066	5,312	-	-	-	23	70,152	5,343

第3表

扶養親族数別人員

区分 扶養親族数	該当職員数	うち		
		扶養親族である配偶者を有する者	扶養親族である子を有する者	配偶者・子以外の扶養親族を有する者
1人	1,195	329	762	104
2人	1,410	361	1,359	73
3人	704	418	699	37
4人	170	127	170	21
5人以上	25	17	25	13
計	3,504	1,252	3,015	248

(注) この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

第4表

住居手当の支給状況

区分	受給者	手当月額			受給職員 1人当たり 平均手当月額 円
		11,000円未満	11,000円以上 28,000円未満	28,000円	
計	1,776	12	1,133	631	25,194

手当月額の上限について、令和2年4月1日から27,000円から28,000円に上げられた。

第5表

通勤手当の支給状況

区分		職員数	受給職員 1人当たり 平均手当月額 円
受給者		8,027	7,019
交通機関のみ を利用する者	最高支給限度額未満	1,205	11,126
	最高支給限度額	1	
	小計	1,206	
交通用具（自動車等）のみを使用する者		6,700	6,093
交通機関と 交通用具を 併用する者	最高支給限度額未満	121	17,322
	最高支給限度額	0	
	小計	121	

(注) 最高支給限度額は55,000円である。

級 号俸	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級		8級		9級			
	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員		
82	241,500		291,100	1	337,700		376,300	4	390,600	8										
83	242,200		291,500		338,100		376,800	13	391,000	17										
84	242,900		291,900		338,600	1	377,100	10	391,300	8										
85	243,500		292,100		339,000		377,500	9	391,500	7										
86	244,200		292,500		339,500		377,800	5	391,800	8										
87	244,900		292,800		340,000		378,200	6	392,100	18										
88	245,600		293,200		340,400		378,600	6	392,400	29										
89	246,100		293,500		340,700		379,100	8	392,600	24										
90	246,600		293,900		341,200		379,400	9	392,900	8										
91	246,900		294,100		341,500		379,700	5	393,200	5										
92	247,300		294,500		341,900		380,000	5	393,500	9										
93	247,500	1	294,700		342,100		380,200	10	393,700	79										
94			295,000		342,600		380,500	10												
95			295,300		343,000		380,800	27												
96			295,700		343,500		381,100	19												
97			295,900		343,700		381,300	10												
98			296,200		344,100		381,600	7												
99			296,400		344,600		381,900	6												
100			296,800		345,100		382,200	4												
101			297,000		345,300		382,400	18												
102			297,400		345,700															
103			297,800		345,900															
104			298,100		346,300															
105			298,300		346,700															
106			298,600		347,100															
107			298,800		347,500															
108			299,200		347,900															
109			299,400		348,300															
110			299,800		348,700															
111			300,000		349,100															
112			300,400		349,500															
113			300,600		349,900															
114			301,000																	
115			301,300																	
116			301,700																	
117			301,900																	
118			302,200																	
119			302,400																	
120			302,700																	
121			303,000																	
122			303,200																	
123			303,500																	
124			303,800																	
125			304,100																	
																		合計		
人員計	366	人	332	人	564	人	1,111	人	548	人	147	人	49	人	32	人	1	人	3,150	人
級別人員比率	11.6	%	10.5	%	17.9	%	35.3	%	17.4	%	4.7	%	1.6	%	1.0	%	0.0	%	100.0	%
俸給の平均	196,502	円	231,776	円	282,246	円	363,038	円	388,108	円	405,486	円	430,610	円	458,303	円	496,200	円	323,791	円

(注) 該当人員0の号俸は空欄とした。(以下第6表の各表について同じ。)

2 医療職俸給表(1) (保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

号俸	1級		2級		3級		4級	
	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員
1	249,700		335,000		399,000		471,700	
2	252,200		338,000		401,900		474,000	
3	254,700		340,900		404,500		476,200	
4	257,200		343,800		407,200		478,500	
5	259,500		346,500		409,800		480,700	
6	263,300		349,700		412,200		482,900	
7	267,100		352,800		414,900		485,100	
8	270,900		356,000		417,500		487,300	
9	274,500		358,700		419,600		489,400	
10	278,500		361,400		422,300		491,500	
11	282,500		364,500		424,900		493,600	
12	286,500		367,700		427,600		495,700	
13	290,300		370,600		429,900		497,800	
14	294,300		374,100		432,400		499,900	
15	298,200		377,200		434,900		502,000	
16	302,200		380,900		437,400		504,100	
17	305,900		384,300		439,300		506,100	
18	309,500		387,000		441,700		508,100	
19	313,000		389,500		444,000		510,000	
20	316,600		392,100		446,400		512,000	
21	320,100		394,900		448,100		513,700	
22	323,800		397,200		450,500		515,600	
23	327,300		399,700		452,800		517,500	
24	330,600		402,100		455,200		519,400	
25	334,100		404,100		457,200		521,100	
26	336,800		406,400		459,500		522,800	
27	339,400		408,600		461,700		524,600	
28	342,100		410,900		464,000		526,400	
29	344,800		413,100		466,100		528,100	
30	346,700		415,200		468,400		529,900	
31	348,900		417,200		470,700		531,700	
32	351,300		419,300		473,000		533,500	
33	353,400		421,200		474,900		535,200	
34	355,800		423,100		477,000		537,000	
35	357,900		424,900		479,100		538,800	
36	360,300		426,900		481,200		540,600	
37	362,400		428,700		483,300		542,200	
38	364,800		430,700		485,100		543,800	
39	367,000		432,600		486,900		545,400	
40	369,100		434,600		488,700		547,000	
41	371,300		436,400		490,300		548,500	
42	372,600		438,200		492,100		549,900	
43	374,000		439,900		493,800		551,300	
44	375,200		441,700		495,600		552,700	
45	376,500		443,500		497,100		553,800	
46	377,900		445,300		498,900		554,800	
47	379,400		447,100		500,700		555,800	
48	380,900		448,900		502,500		556,800	
49	382,000		450,600		504,000		557,800	
50	383,000		452,400		505,300		558,700	
51	383,900		454,200		506,600		559,600	
52	384,800		456,000		507,900		560,500	
53	385,600		457,900		509,000		561,300	
54	386,500		459,100		510,300		562,200	1
55	387,200		460,300		511,600	1	563,100	
56	388,100		461,500		512,900		564,000	
57	388,800		462,600		514,100		564,800	
58	389,700		463,600		515,000		565,700	
59	390,500		464,500		515,900		566,600	
60	391,400		465,500		516,800		567,500	
61	391,900		466,300		517,600		568,400	
62	392,400		467,000		518,500		569,300	
63	392,900		467,700		519,400		570,200	
64	393,400		468,400		520,300		571,100	
65	393,600		469,000		521,100		572,000	
66			469,700		522,000			
67			470,400		522,900			
68			471,100		523,800			
69			471,400		524,600			
70			472,100		525,500			
71			472,800		526,400			
72			473,500		527,300			
73			474,000		528,000			
74			474,700		528,900	1		
75			475,400		529,700			
76			476,100		530,600			
77			476,500		531,300			
78			477,100		532,200			
79			477,700		533,000			
80			478,300		533,900			
81			478,800		534,600			
82			479,400		535,500			
83			480,000		536,400			
84			480,600		537,300			
85			481,000		538,000	1		
86			481,600		538,900			
87			482,200		539,800			

級 号	1級		2級		3級		4級		合計
	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	
88			482,800		540,700				
89			483,200		541,500	1			
90			483,800						
91			484,400						
92			485,000						
93			485,400						
94			486,000						
95			486,600						
96			487,200						
97			487,600						
人員計	0	人	0	人	4	人	1	人	5
級別人員 比率	0.0	%	0.0	%	80.0	%	20.0	%	100.0
俸給 の平均	—	円	—	円	529,775	円	562,200	円	536,260

3 医療職俸給表(2) (保健所, 学校等に勤務する薬剤師, 獣医師, 栄養士等に適用)

号俸	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級		8級	
	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員
1	150,800		188,400		223,600		249,600		281,000		326,800		370,700		437,100	
2	152,200		190,000		225,200		250,900		282,900		328,800		373,400		439,600	
3	153,600		191,600		226,800		252,100		285,000		331,000		376,000		442,100	
4	155,000		193,200		228,400		253,500		287,000		333,100		378,700		444,700	
5	156,300		194,700		229,800		254,600		289,100		335,000		381,000		447,200	
6	158,100		196,200		231,400		255,800		291,200		337,200		383,700		449,800	
7	159,800		197,800		232,900		257,000		293,100		339,200		386,300		452,300	
8	161,500		199,400		234,500		258,100		295,100		341,400		389,000		454,800	
9	163,100		201,000		235,600		259,300		297,000		343,100		391,200		457,200	
10	164,800		202,600	1	237,100		260,200		299,100		345,300		393,600		459,700	
11	166,400		204,200		238,500		261,100		301,000		347,300		395,800		462,100	
12	168,200		205,900	1	239,800		262,200		302,900		349,500		398,300		464,500	
13	169,700		207,400		241,300		263,400		304,900		351,000		400,200		467,000	
14	171,600		209,000	1	242,700		264,700		306,900		353,000		402,300		468,500	
15	173,600		210,500	1	243,900		266,300		308,900		354,900		404,400		469,800	
16	175,500		212,100	1	245,300		267,800		311,000		356,800		406,600		471,200	
17	177,400		213,500		246,100		269,100		312,900		358,500		408,400		472,500	
18	179,200		215,100	1	247,300		270,800		314,900		360,500		410,400		473,800	
19	181,000		216,800		248,500		272,500		317,000		362,500		412,500		475,000	
20	182,900		218,500		249,700		274,300		319,000		364,600		414,500		476,200	
21	184,700		219,800		251,000	1	276,000		321,000		366,300		416,300		477,600	
22	186,200		221,300		251,900		277,700	1	322,900		368,400		417,700		478,900	
23	187,700		222,700		252,900		279,400		324,800		370,400		419,300		480,300	
24	189,200		224,200	2	254,000		281,000		326,800		372,500		420,900		481,600	
25	190,700	1	225,600		255,200		282,800		328,400		374,100		422,200		482,900	
26	192,100		227,000	1	256,500	1	284,500	2	330,400		375,900		423,400		484,200	
27	193,600		228,300		257,900		286,300	1	332,300		377,700		424,700		485,500	
28	195,100		229,600	1	259,400		288,000		334,300		379,500		426,000		486,800	
29	196,600		230,900		260,700		289,800		335,800		381,100		427,300		488,100	
30	197,800		232,300		262,300		291,500		337,500		382,800		428,600		489,200	
31	199,100		233,800		263,900		293,400	1	339,300		384,500		429,900		490,300	
32	200,400		235,200	2	265,400	1	295,200	2	341,100	1	386,300		431,000		491,500	
33	201,700		236,200		266,800	1	296,800		342,500	1	387,700		432,000		492,700	
34	203,100		237,500	1	268,500		298,600		344,400		388,800		433,300		493,600	
35	204,400		238,500		270,100		300,300		346,200	1	390,100		434,500		494,500	
36	205,800		239,700	2	271,700		302,100	1	348,100	1	391,400		435,700		495,500	
37	206,900		241,000	1	273,200		303,500		349,800		392,500		437,000	1	496,500	
38	208,200		242,300		274,700		305,100	1	351,400		393,500		437,800			
39	209,500		243,400		276,300		306,600	1	353,100		394,600		438,500			
40	210,800		244,700		277,700		308,200	1	354,800	1	395,800		439,300			
41	211,900		246,000	1	279,200		309,900		356,000		396,800		439,700			
42	213,100		247,000		280,800		311,600		357,300		397,500		440,300			
43	214,300		248,200		282,500		313,200	1	358,500		398,100		440,800			
44	215,500		249,300		284,200	1	314,900	2	359,800	2	398,900		441,400			
45	216,700		250,300		285,600		315,900		360,700	1	399,400		441,800			
46	217,800		251,700		287,300		317,400	1	361,900	1	400,000		442,200			
47	218,800		253,000		289,000		318,800	1	363,100	1	400,600		442,700			
48	219,900		254,300		290,600		320,400		364,300		401,200		443,200			
49	220,800		255,800		291,800		321,600		365,200	1	401,700		443,500			
50	221,800		257,200		293,400		322,800		366,100	1	402,200		443,900			
51	222,800		258,400		294,700		324,100		367,100	1	402,900	1	444,500			
52	223,800		259,600		296,300		325,400		368,100	1	403,500		445,000			
53	224,100		260,700		297,600		326,500		368,900	2	404,100		445,300			
54	224,900		262,000		299,000		327,400		369,700	1	404,700					
55	225,600		263,200		300,500		328,500		370,600	3	405,400					
56	226,400		264,300		302,000		329,600		371,500	1	406,000	1				
57	227,100		265,200		303,100		330,100		372,300		406,300					
58	228,000		266,400		304,300		331,100		372,900		406,800					
59	228,700		267,700	1	305,600	1	331,900		373,700	2	407,200					
60	229,400		269,000		307,000		332,900		374,400	2	407,600					
61	230,300		269,900		308,000		333,600		374,900	1	407,900					
62	231,000		271,100		309,200		334,300		375,600		408,200	1				
63	231,900		272,400		310,500		335,000		376,300		408,700					
64	232,900		273,700		311,800		335,700		376,900		409,200					
65	233,400		274,600		313,100		336,200		377,200		409,500					
66	234,200		275,600		313,900		336,700		377,900	1						
67	234,900		276,500		314,700		337,400		378,600							
68	235,600		277,600		315,500		338,100		379,200							
69	236,300		278,600		316,100		338,700		379,600							
70	236,900		279,600		316,900		339,300		380,100	1						
71	237,500		280,700		317,500		339,900		380,700							
72	238,000		281,800		318,300		340,500		381,200							
73	238,700		282,400		319,000		340,900		381,700	1						
74	239,400		283,100		319,600		341,300		382,200							
75	240,100		283,800		320,200		341,800		382,700							
76	240,600		284,500		320,800		342,400		383,300							
77	241,000	1	285,000		321,300		342,800		383,800							
78	241,600		285,600		321,700		343,300		384,300	1						
79	242,200		286,200		322,100		343,800		384,800							
80	242,800		286,800		322,600		344,200		385,300	2						
81	243,100		287,500		323,200		344,500		385,700	1						
82	243,500		288,000		323,700		344,900		386,200	1						
83	243,900		288,500		324,200		345,300		386,600	2						

級 号俸	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級		8級			
	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員		
84	244,200		289,000		324,700		345,600		387,100	1								
85	244,500		289,200		325,100		346,100		387,500	10								
86			289,400		325,400		346,400											
87			289,600		325,700		346,700											
88			289,900		326,100		347,000											
89			290,100		326,500		347,300											
90			290,400		326,800		347,600											
91			290,700		327,200		348,000											
92			291,000		327,500		348,400											
93			291,300		327,800		348,700											
94			291,500		328,100		349,100											
95			291,800		328,500		349,500											
96			292,100		328,900		349,800											
97			292,400		329,100		350,000											
98			292,700		329,400		350,400											
99			293,000		329,700		350,800											
100			293,300		330,000		351,200											
101			293,600		330,200		351,600											
102			293,800		330,500		352,000											
103			294,100		330,700		352,400											
104			294,400		331,000		352,800											
105			294,600		331,200		353,300											
106					331,600													
107					331,800													
108					332,100													
109					332,300													
110					332,700													
111					333,000													
112					333,300													
113					333,500													
																合計		
人員計	2	人	18	人	6	人	16	人	47	人	3	人	1	人	0	人	93	人
級別人員 比率	2.2	%	19.4	%	6.5	%	17.2	%	50.5	%	3.2	%	1.1	%	0.0	%	100.0	%
俸給 の平均	211,550	円	227,900	円	271,583	円	301,125	円	373,791	円	405,700	円	437,000	円	—	円	324,678	円

4 医療職俸給表(3) (保健所、学校等に勤務する保健師、看護師等に適用)

号俸	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級	
	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員
1	165,000		192,400		240,200		262,700		287,100		329,900		373,700	
2	166,400		194,500		242,000		263,700		288,800		332,100		376,400	
3	167,900		196,600		243,800		264,600		290,400		334,100		379,000	
4	169,300		198,600		245,600		265,700		292,300		336,300		381,700	
5	170,800		200,700		247,000		266,200		293,900		338,200		383,900	
6	172,300		203,000		248,300		267,200		295,700		340,400		386,300	
7	173,800		205,300		249,400		268,000		297,400		342,400		388,700	
8	175,300		207,500		250,700		268,900		299,200		344,600		391,000	
9	176,600		209,800		251,700		270,000		300,900		346,100		393,000	
10	178,300		211,200		252,700		270,800		302,700		348,000		395,200	
11	179,900		212,600		253,600		271,900		304,400		349,900		397,600	
12	181,500		213,800		254,600		273,100		306,000		351,800		399,800	
13	182,900		215,200		255,700		274,300		307,600		353,700		402,000	
14	184,900		216,600		256,800		275,500		309,200		355,700		404,100	
15	186,900		218,100	2	257,600		276,700		311,000		357,800		406,300	
16	188,900		219,300		258,600		278,100		312,800		359,900		408,500	
17	191,000		220,700		259,100		279,100		314,200		361,800		410,500	
18	193,100		222,200	3	260,200	2	280,600	1	315,900		363,900		412,400	
19	195,200		223,700		261,200		281,600		317,600		365,900		414,600	
20	197,300		225,200		262,100	1	282,900		319,200		368,000		416,700	
21	199,300		226,400		262,700		284,400		320,700		369,900		418,400	
22	201,500		228,100	5	263,700	1	286,000	1	322,300		372,000		420,300	
23	203,700		229,800		264,600		287,300		323,700		374,100		422,100	
24	205,900		231,500	2	265,600		288,800	1	325,300		376,100		424,000	
25	207,800		232,700		266,700		289,900		326,600		377,900		425,800	
26	209,100		234,400	2	267,600		291,500		328,000		379,800		427,400	
27	210,300		236,100		268,800		293,200	1	329,600		381,800		429,100	
28	211,600		237,800	4	270,000	2	294,900		331,200	3	383,700		430,600	
29	212,800		239,400	1	271,200		296,100		332,300		385,400		431,700	
30	213,900		240,800	2	272,600		297,700	1	333,800		387,200		433,200	
31	215,200		242,100		274,100		299,400	1	335,300		389,000		434,800	
32	216,500		243,200	3	275,600		301,000	2	336,700	3	390,900		436,200	
33	217,700		244,500		277,000		302,200	1	338,100		392,600		437,900	
34	219,000		245,600	2	278,400		303,800	2	339,700	3	394,200		439,500	
35	220,300		246,400		279,600		305,300		341,300	1	396,000		441,000	
36	221,600		247,500	2	281,000		306,900	1	342,800	3	397,700		442,500	
37	222,700		248,400		282,400		308,200		344,400		399,400		443,800	
38	224,100		249,500		283,700		309,700		346,000	1	401,100		445,100	
39	225,400		250,400		285,100		311,100		347,500		402,800		446,400	
40	226,800		251,500	1	286,400		312,700	1	349,100	3	404,500		447,600	
41	227,700		251,900		287,800		314,000	1	350,400		406,000		448,700	
42	229,100		252,800	1	289,300		315,500	2	351,900	3	407,500		449,500	
43	230,500		253,700	2	290,800		317,000		353,400	1	409,100		450,300	
44	231,900		254,500		292,400		318,400		355,000	1	410,500	1	451,100	
45	233,100		255,200		293,500		319,400		356,300		411,800	3	451,800	
46	234,500		256,100		294,900		320,800		357,800	2	413,200	1	452,400	
47	235,800		257,000		296,400		322,200		359,300	2	414,800		453,100	
48	237,100		258,000	1	297,900		323,600		360,500		416,200		453,900	
49	238,100		259,100		299,000		324,600		361,800	1	417,800		454,700	
50	239,200		260,100		300,300		326,000		363,200		419,400		455,200	
51	240,200		261,200		301,500		327,200		364,600	5	420,900		455,800	
52	241,300		262,400		302,900		328,600		365,900	1	422,400		456,400	
53	242,200		263,500		304,100		330,000		367,400	1	423,600		457,100	
54	243,300		264,900		305,500		331,400		368,600		425,000	1	457,900	
55	244,300		266,300		306,900		332,700		369,700	2	426,300		458,700	
56	245,300		267,700		308,200		334,100		370,800	1	427,700		459,500	
57	245,900		269,000		309,100		335,000		372,000	4	428,800	1	460,400	
58	246,900		270,500		310,400		336,400		373,000	1	429,500			
59	247,600		271,900		311,700		337,600		374,000	2	430,200			
60	248,500		273,300		313,000		339,000		374,900		430,900			
61	249,200		274,700		313,900		340,100		375,600	1	431,400			
62	250,200		276,100		315,200		341,300		376,400	3	432,100			
63	251,000		277,500		316,500		342,600		377,100	1	432,800			
64	252,000		278,800		317,700		343,800		377,800		433,500			
65	252,900		280,200		319,000		344,800		378,500		434,000			
66	253,800		281,600		320,300		345,900		379,100	1	434,500			
67	254,900		283,100		321,600		347,100		379,900	2	434,900			
68	255,800		284,600		322,800		348,300		380,600	4	435,300			
69	256,500		285,500		323,600		349,300		381,300	2	435,700			
70	257,500		287,000		324,800		350,400		382,000	2				
71	258,400		288,500		325,900		351,300		382,700	2				
72	259,500		289,900		326,900		352,300		383,400	1				
73	260,800		290,900		328,100		353,100		383,900	2				
74	262,100		292,300		329,200		354,200		384,400	1				
75	263,200		293,500		330,400		355,200		384,900	2				
76	264,300		294,800		331,400		356,300		385,500	2				
77	265,300		296,100		332,400		357,100		385,900					
78	266,300		297,400		333,600		357,900		386,500	3				
79	267,500		298,700		334,800		358,700		387,000					
80	268,600		299,900		336,000		359,400		387,500					
81	269,500		300,500		337,000		359,900		387,700	2				
82	270,600		301,700		338,100		360,400		388,200	1				
83	271,600		302,900		339,100		361,000		388,700	4				
84	272,700		304,100		340,100		361,500		389,200	3				
85	273,300		304,900		340,900		362,200		389,500	2				
86	274,400		306,100		341,900		362,800		389,700	4				
87	275,400		307,300		342,900		363,300		390,000					
88	276,500		308,400		343,900		363,900		390,400					
89	277,300		309,700		344,900		364,200		390,600					

号俸	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級		
	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	
90	278,300		310,900		345,600		364,600		391,000						
91	279,100		312,100		346,400		365,100		391,300	1					
92	280,000		313,200		347,100		365,700		391,900	1					
93	280,800		314,200		347,800		366,000		392,400	12					
94	281,800		315,000		348,400		366,500								
95	282,800		315,700		349,100		367,000								
96	283,800		316,500		349,700		367,400								
97	284,300		317,000		350,100		367,800								
98	285,100		317,600		350,600		368,300								
99	285,900		318,300		351,000		368,800								
100	286,800		318,900		351,500		369,200								
101	287,300		319,300		351,900		369,700								
102	288,100		319,900		352,300		370,200								
103	288,800		320,500		352,800		370,700								
104	289,600		321,100		353,300		371,200								
105	290,300		321,400		353,700		371,700								
106	290,800		321,800		354,200		372,200								
107	291,300		322,300		354,600		372,700								
108	291,800		322,700		354,900		373,200								
109	292,100		323,100		355,200		373,700								
110	292,500		323,500		355,700		374,100								
111	292,800		323,800		356,200		374,600								
112	293,200		324,200		356,700		375,100								
113	293,300		324,500		357,200		375,700								
114	293,700		324,900		357,600										
115	294,100		325,300		358,100										
116	294,400		325,500		358,500										
117	294,600		325,700		358,800										
118	295,000		326,100		359,300										
119	295,400		326,500		359,700										
120	295,800		326,700		360,200										
121	296,100		326,900		360,600										
122	296,500		327,300		361,100										
123	296,800		327,600		361,600										
124	297,000		327,900		362,100										
125	297,200		328,100		362,500										
126	297,600		328,500												
127	297,800		328,900												
128	298,200		329,200												
129	298,400		329,400												
130	298,800		329,700												
131	299,100		330,100												
132	299,300		330,300												
133	299,500		330,500												
134	299,900		330,900												
135	300,300		331,200												
136	300,600		331,600												
137	300,800		331,800												
138	301,200		332,200												
139	301,600		332,600												
140	301,900		333,000												
141	302,100		333,200												
142	302,400		333,600												
143	302,700		334,000												
144	303,000		334,400												
145	303,200		334,700												
146	303,600		335,100												
147	303,900		335,500												
148	304,200		335,800												
149	304,400		336,100												
150	304,700		336,500												
151	304,900		336,900												
152	305,200		337,300												
153	305,500		337,600												
154	305,800														
155	306,100														
156	306,400														
157	306,700														
158	307,000														
159	307,200														
160	307,500														
161	307,900														
162	308,200														
163	308,500														
164	308,800														
165	309,200														
166	309,500														
167	309,800														
168	310,100														
169	310,500														
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	合計
人員計	0		33		6		16		103		7		0		165
級別人員比率	0.0	%	20.0	%	3.6	%	9.7	%	62.4	%	4.2	%	0.0	%	100.0
俸給の平均	—	円	235,176	円	264,367	円	301,381	円	372,896	円	416,129	円	—	円	336,305

5 消防職俸給表（消防吏員（消防長を除く）に適用）

号俸	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級		8級	
	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員
1	169,900		185,600		211,600		251,200		294,300		320,200		347,500		381,700	
2	171,600		187,300		213,600		253,000		296,100		322,400		349,700		383,900	
3	173,300		189,100		215,600		254,800		298,200		324,500		352,000		385,800	
4	175,000		190,900		217,600		256,600		300,500		326,500		354,200		388,000	
5	176,500	2	192,700		219,600		258,300		302,300		328,700		356,200		389,600	
6	178,400		195,000		221,400		260,100		304,300		330,600		358,400		391,600	
7	180,200		197,300		223,400		261,700		306,300		332,800		360,500		393,500	
8	182,100	3	199,600		225,300		263,400		308,500		334,600		362,700		395,300	
9	183,700		201,600		227,400		264,800		310,400		336,500		364,300		396,800	
10	185,400	4	204,200		229,200		266,400		312,600		338,700		366,500		398,700	
11	187,100		206,700		231,000		267,700		314,700		341,000		368,500		400,800	
12	188,800	2	209,200		232,800		269,000		316,700		343,200		370,700		402,900	
13	190,600	4	211,400	1	234,600		270,500		318,700		345,100		372,300		404,500	
14	192,700		213,200	5	236,500		271,900		320,700		347,300		374,500		406,600	
15	194,800	4	215,000	3	238,400		272,900		322,800		349,400		376,400		408,600	
16	196,900	3	216,800	10	240,300	1	274,200		324,700		351,600		378,600		410,700	
17	199,000		218,700		241,800		275,000		326,600		353,500		380,200		412,400	
18	201,400	3	220,400	7	243,600	1	276,400		328,800		355,600		382,200		414,200	
19	203,800	1	222,300	5	245,400		277,800		331,000		357,500		384,200		416,000	
20	206,200	3	224,100	10	247,200	1	279,200		333,200		359,600		386,100		417,800	
21	208,600	6	225,800	3	248,800		280,300		335,000		361,200		387,700		419,300	
22	210,400		227,600	16	250,200	3	281,500		337,100		363,200		389,700		420,900	
23	212,100		229,400	4	251,400		282,700		339,100		365,100		391,800		422,500	
24	213,900		231,200	15	252,700	1	284,100		341,200		367,100		393,900		424,100	
25	215,800	2	232,800	1	254,000		285,300		343,100		368,900		395,500		425,500	
26	217,500		234,500	10	255,200	2	287,200		345,200		370,900		397,600		427,000	
27	219,300		236,200	5	256,600		289,200		347,100		372,900		399,600		428,500	
28	221,000		237,900	11	257,800	1	291,200		349,200	1	374,900		401,700		430,100	
29	222,900		239,200	3	258,900		293,100		350,900		376,700		403,200		431,200	
30	224,700		241,000	8	260,000	2	295,000	2	352,900	1	378,800		405,000		432,800	
31	226,500		242,800	5	261,100		296,700	4	354,800		380,800		406,800		434,500	
32	228,300		244,600	8	262,200	5	298,500	8	356,800		382,900		408,500		436,100	
33	229,900		245,900		262,800	1	300,200	9	358,300		384,600		410,300		437,300	
34	231,600		247,400	9	263,900	2	301,900	8	360,400		386,700		411,900		438,900	
35	233,300		248,700	7	265,000	3	303,700	2	362,300		388,800		413,500		440,600	
36	235,000		250,100	6	266,000	6	305,400	2	364,400	1	390,700		415,100		442,100	
37	236,300		251,400	2	266,900	4	307,200	7	366,000		392,300		416,500		443,600	
38	238,100		252,700	5	268,100	12	308,800	23	368,100		393,800		417,900		444,400	
39	239,900		253,900	1	269,000	4	310,600	11	370,100		395,200		419,300		445,100	
40	241,700		255,100	7	270,000	5	312,100	5	372,200		396,700		420,800		445,800	
41	243,000		256,200	2	271,200	6	313,800	5	374,100	2	398,000		422,100		446,200	
42	244,400		257,400	8	272,400	11	315,600	9	376,100		399,100		423,400		446,800	
43	245,700		258,400	5	273,700	7	317,500	2	378,200	1	400,300		424,700		447,500	
44	246,900		259,500	6	274,900	12	319,300	4	380,200	1	401,500		425,900		448,100	
45	248,200		260,200	4	275,900	7	321,000	3	381,800	1	402,600		427,000		448,900	
46	249,300		261,200	5	277,400	6	322,900	1	383,600		403,700		427,700		449,600	
47	250,300		262,300	2	278,800		324,700	10	385,200		404,800		428,500		450,100	
48	251,200		263,400	2	280,300	1	326,600	7	386,900		406,000		429,200		450,700	
49	252,000		264,300		281,900	2	328,000	2	388,500		407,200		429,700		451,200	3
50	253,100		265,500		283,500	1	329,500	8	389,600		407,900		430,400		451,800	
51	254,200		266,400		285,100		331,000	5	390,800		408,700		431,000		452,200	
52	255,300		267,500		286,500		332,600	3	391,900		409,500		431,700		452,800	
53	255,900		268,600		288,000		334,100	4	393,000		410,100		432,100	1	453,300	
54	257,000		269,500		289,600		335,900	5	394,100		410,800		432,700	3	453,800	
55	257,900		270,900		291,200		337,400	9	395,200		411,400		433,400	5	454,300	
56	259,000		272,100		292,700		339,200	5	396,400		412,000		434,000	1	454,800	
57	259,900		273,000		294,100		340,200	5	397,600	3	412,500	2	434,600		455,200	
58	260,900		274,600		295,800		341,800	3	398,300		413,000	1	435,300		455,500	
59	261,700		275,800		297,600		343,500	6	399,100	1	413,600	2	435,900		455,900	
60	262,700		277,300		299,400		345,200	5	399,900	1	414,200	1	436,500	1	456,300	
61	263,800		278,800		300,700		346,600	4	400,500		414,600		436,900		456,700	1
62	264,600		280,300		302,500		348,300	2	401,200	4	415,100	1	437,400			
63	265,600		281,700		304,300		350,000	3	401,800	4	415,700	4	437,800			
64	266,500		283,200		306,000		351,600	5	402,500	1	416,100		438,200			
65	267,600		284,600		307,300		353,200	2	402,800		416,600	2	438,800			
66	268,700		285,800		308,900		354,800	6	403,400		417,100	2	439,100	1		
67	269,800		287,200		310,400		356,300	1	404,100	1	417,600	3	439,500	3		
68	270,800		288,400		312,100		357,900	4	404,800	4	418,100	1	439,900	1		
69	271,900		289,900		313,300		359,200	5	405,200	1	418,500	5	440,300	2		
70	273,300		291,400		314,800		360,600	4	405,700	4	419,000	2	440,600	1		
71	274,500		293,000		316,100		361,900	5	406,300	2	419,300		440,900			
72	275,800		294,600		317,600		363,400	2	406,700	1	419,700		441,300			
73	277,000		295,600		318,300		364,600	2	407,000	2	420,100	1	441,800	1		
74	278,200		297,100		320,000		366,000	7	407,500		420,500	1	442,200			
75	279,500		298,600		321,700		367,400	5	408,100	1	421,000	2	442,600			
76	280,600		300,000		323,300		368,800	6	408,600	3	421,400	1	442,900	2		
77	281,600		301,000		324,800		370,000	2	408,900	2	421,600	2	443,300			
78	282,800		302,500		326,500		371,200	8	409,500	1	421,900					
79	283,900		303,800		328,000		372,400	2	409,900	1	422,300	2				

号俵	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級		8級		
	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	
80	285,000		305,200		329,700		373,500	3	410,300	2	422,600						
81	285,900		306,400		331,400		374,600	8	410,700	4	422,900						
82	287,200		307,800		333,000		375,800	9	411,300	4	423,200	4					
83	288,500		308,900		334,700		377,000	3	411,700	3	423,500	1					
84	289,800		310,300		336,400		378,200	11	412,200	2	423,700	2					
85	290,900		311,200		337,900		379,300	4	412,400	1	423,900	8					
86	292,100		312,700		339,400		379,900	7	412,800	1							
87	293,000		314,100		340,900		380,500	2	413,200	1							
88	294,100		315,600		342,400		381,100	9	413,700								
89	295,100		316,800		343,700		381,700	6	414,100	2							
90	296,300		318,200		345,200		382,300	13	414,500	1							
91	297,500		319,700		346,500		382,900	2	414,900	1							
92	298,700		321,200		348,000		383,500	7	415,300								
93	299,100		322,400		349,300		383,800	1	415,600								
94	300,400		323,800		350,700		384,300	5									
95	301,700		325,200		352,200		384,800	3									
96	303,000		326,600		353,600		385,300	2									
97	303,700		327,700		355,000		385,500	1									
98	304,900		329,100		356,100		386,100	1									
99	306,100		330,400		357,200		386,700	1									
100	307,300		331,700		358,400		387,200										
101	308,400		333,000		359,500		387,400	3									
102	309,500		334,300		360,500		388,000	1									
103	310,600		335,500		361,700		388,500	3									
104	311,700		336,700		362,900		389,000	1									
105	312,600		337,700		364,000		389,300										
106	313,200		338,800		364,600		389,800	3									
107	313,800		339,900		365,100		390,100	1									
108	314,500		340,800		365,700		390,500	3									
109	314,900		342,000		366,300		390,700	4									
110	315,600		343,000		366,800		391,100	2									
111	316,200		344,000		367,400		391,500	1									
112	316,900		345,000		367,900		391,800	2									
113	317,500		345,800		368,300		392,000	5									
114	318,300		346,800		368,900		392,400	1									
115	319,100		347,800		369,300		392,800	1									
116	319,800		348,800		369,800		393,200										
117	320,300		349,700		370,200		393,400	2									
118	321,100		350,300		370,800		393,700	4									
119	321,800		350,800		371,300		394,000	4									
120	322,600		351,400		371,800		394,300	2									
121	323,200		351,800		372,200		394,600	3									
122	323,700		352,200		372,700		394,900	2									
123	324,100		352,700		373,200		395,300	1									
124	324,600		353,100		373,700		395,800	3									
125	324,900		353,500		374,000		396,200	9									
126			354,000		374,500												
127			354,500		375,000												
128			354,800		375,500												
129			355,100		375,700												
130			355,600		376,200												
131			356,000		376,700												
132			356,500		377,200												
133			356,800		377,400												
134			357,300		377,900												
135			357,700		378,300												
136			358,100		378,700												
137			358,300		379,000												
138			358,700		379,500												
139			359,100		380,000												
140			359,500		380,500												
141			359,700		380,800												
142			360,200														
143			360,700														
144			361,200														
145			361,400														
		人		人		人		人		人		人		人		人	合計
人員計	37		201		107		416		67		50		22		4		904
級別人員比率	4.1	%	22.2	%	11.8	%	46.0	%	7.4	%	5.5	%	2.4	%	0.4	%	100.0
俸給の平均	196,232	円	238,683	円	269,043	円	351,846	円	402,701	円	419,456	円	437,000	円	452,575	円	320,541

6 福祉職俸給表（児童福祉施設等に勤務し，入所者の指導，保育・介護等の業務に従事する職員又は専ら児童の一時保護の業務に従事する職員に適用）

号俸	1級		2級		3級		4級		5級		6級	
	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員
1	159,700		209,500		255,000	1	276,100		319,100		362,600	
2	160,900		211,200		256,600		277,600		321,300		365,200	
3	162,100		213,000		258,000	1	279,200		323,600		367,600	
4	163,400		214,800		259,600		280,800		325,800		370,200	
5	164,300		216,500		260,600		282,500		327,900		372,200	
6	165,800		218,300		262,000		284,600		329,900		374,700	
7	167,200		220,100		263,300		286,700		332,100		377,100	
8	168,600		221,800		264,900		288,800		334,200		379,600	
9	169,800		223,500		266,100		290,700		336,200		381,700	
10	171,200		225,000		267,200		292,800	1	338,300		384,400	
11	172,600		226,400		268,400	1	294,900		340,400		386,900	
12	174,100		227,800		269,500		296,900		342,600		389,600	
13	175,500		229,200		270,900	2	298,500	1	344,200		392,000	
14	177,000		230,800		272,200	1	300,800		346,300		394,300	
15	178,500	9	232,400		273,900	2	302,800		348,200		396,500	
16	179,900		234,000		275,700	1	304,900		350,300		398,900	
17	181,400	1	235,400		277,200	2	306,800	1	352,000		400,700	
18	183,200	5	237,000	21	279,000	2	309,000		354,000		402,800	
19	184,900	1	238,500		280,600		311,100	1	356,000		404,600	
20	186,600		240,000	1	282,100		313,100	1	357,800		406,700	
21	188,000		241,000	1	283,700	4	314,900	1	359,600		408,500	
22	189,600	10	242,500	7	285,500	4	317,100	2	361,400		410,300	
23	191,300	6	243,800	3	286,900	10	319,200		363,400		412,300	
24	192,900		245,200	4	288,600	3	321,400		365,400		414,200	
25	194,500		246,600	1	290,400	2	323,300	1	367,300		416,100	
26	196,200	27	248,300	10	291,900	7	325,400	1	369,300		417,700	
27	198,000	1	249,800	1	293,600	1	327,500	1	371,200		419,200	
28	199,700		251,500	4	295,200	3	329,500	2	373,200		420,800	
29	201,500		252,800	5	296,500	3	331,300		374,800		422,400	
30	203,000	21	254,100	11	298,200	5	333,200	2	376,600		423,600	
31	204,500	2	255,400	1	299,800	5	335,200	1	378,300		424,900	
32	205,900	2	256,800	1	301,500	1	337,200	2	380,100		426,200	
33	207,100	1	258,000	5	303,000	5	338,800	5	381,600		427,300	
34	208,400	21	259,400	16	304,500	4	340,800	1	383,200		428,400	
35	209,700	1	260,500	11	306,100	2	342,600		384,700		429,700	
36	210,900	3	261,800	12	307,700	3	344,600	5	386,400		430,900	
37	212,200		263,000	16	309,000	3	346,100	2	388,000		432,200	
38	213,600	21	264,300	18	310,600	4	347,900	1	389,200		433,000	
39	215,000		265,900	5	312,000		349,800	3	390,300		433,800	
40	216,400	2	267,500	9	313,500		351,600	4	391,500		434,700	
41	217,400		268,800	4	314,900		353,200	1	392,600		435,100	
42	218,600	1	270,300	11	316,500		355,000	5	393,800		435,900	
43	219,700	2	271,900	8	318,000	2	356,700	1	394,800		436,600	
44	220,900		273,400	5	319,600	2	358,400	3	395,900		437,300	
45	221,800		274,900		320,700		360,200	2	396,800		437,900	
46	222,900	2	276,400		321,900		361,500	3	397,300		438,700	
47	223,800	1	277,900	1	323,000		363,000	1	398,000		439,300	
48	224,800	1	279,500		324,200		364,500	2	398,600		440,000	
49	225,500		280,900	1	325,000		365,500	2	399,300		440,500	
50	226,600		282,300		326,000		366,700	4	399,900		441,200	
51	227,700		283,800		326,900		367,800	6	400,500		441,600	
52	228,500	1	285,200		327,800		368,900	1	401,100		442,200	
53	228,900	1	286,400		328,700		369,600	1	401,700		442,600	
54	230,000		287,900		329,500		370,500	8	402,400		443,200	
55	230,700		289,400	1	330,300		371,300	2	403,100		443,800	
56	231,500		290,800		331,100		372,200	9	403,700		444,400	
57	232,200	1	292,200		331,600		373,000	4	404,100		444,800	
58	233,100		293,700		332,300		373,800	7	404,800		445,200	
59	233,900		295,100		332,900		374,500	4	405,400		445,700	
60	234,800		296,600		333,500		375,300	3	406,000		446,200	
61	235,800	1	297,600		333,900		376,200	4	406,400		446,700	
62	236,500		299,000		334,500	1	376,900	3	406,900			
63	237,400	1	300,300		335,100		377,600	5	407,500			
64	238,200		301,800		335,700		378,300	10	408,100			
65	239,000		302,900		335,900		378,800	1	408,400			
66	240,000		304,100		336,300		379,300	2	408,800			
67	241,000	1	305,400		336,800		380,000	3	409,200			
68	242,000		306,700		337,200		380,700	3	409,600			
69	242,900		307,500		337,600		381,100	1	410,000			
70	244,000		308,600		338,100		381,800	6	410,300			
71	244,900		309,800		338,600		382,400	2	410,600			
72	245,700		311,000		339,100		383,000	1	411,100			
73	246,400		312,000		339,500		383,400		411,500			
74	247,400	1	312,600		340,000		384,000	3	411,900			
75	248,400		313,300		340,400		384,600		412,400			
76	249,200		314,000		340,700		385,200		412,800			
77	250,100		314,800		341,000		385,700	2	413,100			
78	251,100		315,500		341,400		386,300	2				
79	252,000		316,200		341,900		386,800	4				
80	253,000		316,900		342,400		387,500	7				
81	253,800	1	317,200		342,600		387,800	3				
82	254,800		317,700		343,100		388,300	4				
83	255,800		318,200		343,500		388,900	1				
84	256,700		318,700		344,000		389,300	1				
85	257,300		319,000		344,300		389,600	1				
86	258,200		319,400		344,700		390,000	3				
87	258,900		319,800		345,000		390,500	3				
88	259,800		320,200		345,400		390,900	1				

号俸	1級		2級		3級		4級		5級		6級			
	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員		
89	260,300		320,600		345,600		391,200	2						
90	261,000		321,000		346,000		391,500	2						
91	261,800		321,400		346,400		391,800	2						
92	262,600		321,700		346,700		392,100	1						
93	263,000		322,000		347,000		392,500	10						
94	263,700		322,400											
95	264,300		322,800											
96	264,900		323,200											
97	265,300		323,600											
98	266,000		324,000											
99	266,700		324,300											
100	267,400		324,600											
101	267,900		324,900											
102	268,400		325,200											
103	268,900		325,500											
104	269,400		325,900											
105	269,600		326,200											
106	269,800		326,500											
107	270,100		326,800											
108	270,500		327,200											
109	270,800		327,600											
110	271,200		328,000											
111	271,500		328,200											
112	271,900		328,600											
113	272,100		328,900											
114	272,500		329,300											
115	272,900		329,600											
116	273,300		329,900											
117	273,500		330,200											
118	273,900		330,500											
119	274,200		330,900											
120	274,500		331,100											
121	274,700		331,300											
122	275,100													
123	275,400													
124	275,700													
125	275,900													
126	276,300													
127	276,600													
128	276,900													
129	277,100													
130	277,500													
131	277,900													
132	278,300													
133	278,500													
134	278,800													
135	279,200													
136	279,500													
137	279,700													
138	280,000													
139	280,200													
140	280,500													
141	280,700													
142	281,000													
143	281,300													
144	281,600													
145	281,900													
146	282,200													
147	282,400													
148	282,700													
149	283,000													
150	283,300													
151	283,500													
152	283,800													
153	284,100													
												合計		
人員計	149	人	194	人	82	人	201	人	0	人	0	人	626	人
級別人員比率	23.8	%	31.0	%	13.1	%	32.1	%	0.0	%	0.0	%	100.0	%
俸給の平均	203,417	円	257,800	円	293,410	円	369,202	円	-	円	-	円	285,290	円

7 教育職俸給表(1) (高等学校, 中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長, 教諭等に適用)

号俸	1級		2級		特2級		3級		4級	
	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員
1	160,000		204,000		264,100		331,100		416,900	
2	161,500		205,700		266,600		333,300		418,700	
3	163,000		207,300		268,900		335,400		420,500	
4	164,500		209,000		271,200		337,400		422,200	
5	166,100		210,800	4	273,700		339,600		423,700	
6	168,000		212,400		276,100		341,500		425,200	
7	169,800		214,100		278,300		343,700		427,100	
8	171,600		215,700	1	280,500		345,800		429,000	
9	173,300		217,500		282,600		347,500		430,800	
10	175,400		219,400		284,900		349,600		432,600	
11	177,400		221,300		287,300		351,700		434,500	
12	179,400		223,200	1	289,400		353,800		436,300	
13	181,300		224,700		291,800		355,900		438,000	
14	183,500		226,700	1	293,800		357,900		439,900	
15	185,700		228,700		295,700		359,900		441,700	
16	187,900		230,700	1	297,700		361,900		443,600	
17	190,100		232,500	1	299,800		363,500		445,300	
18	192,700		235,200	1	302,200		365,400		447,100	
19	195,200		237,900		304,700		367,200		448,900	
20	197,700		240,600	3	307,400		369,200		450,700	
21	200,200		243,200		309,600		370,800		452,300	
22	201,900		246,000	2	312,000		372,700		454,000	
23	203,600		248,600	1	314,200		374,500		455,900	
24	205,300		251,300	2	316,800		376,400		457,600	
25	206,800		253,800		319,400		377,700		459,300	
26	208,300		256,200		321,700		379,500		460,900	
27	210,000		258,700	1	323,900		381,300		462,500	
28	211,600		261,000	2	326,000		383,200		464,000	
29	213,100		263,600	2	328,200		385,000		465,500	
30	214,800		266,000		329,900		386,900		466,800	
31	216,500		268,200		332,000		388,800		468,100	
32	218,200		270,400	4	334,000		390,800		469,400	
33	219,600		272,500		335,800		392,500		470,600	
34	221,400		274,700	1	337,900		394,200		471,300	
35	223,200		276,900		340,000		395,800		472,000	
36	225,000		278,800	1	342,000		397,600		472,700	
37	226,500		281,100		344,100		398,800		473,300	4
38	228,300		283,000	1	346,200		400,300			
39	230,100		284,900		348,400		401,700			
40	231,900		286,900	4	350,500		403,100			
41	233,600		288,600	1	352,400		404,800			
42	235,300		290,900	2	354,500		406,200			
43	236,900		293,200	1	356,400		407,500			
44	238,500		295,700	3	358,500		409,000			
45	239,900		297,700	1	360,300		410,600			
46	241,200		300,100	2	362,300		411,900			
47	242,500		302,300	1	364,200		413,400			
48	243,700		304,900		366,200		415,000			
49	245,100		307,200	2	367,800		416,700			
50	246,600		309,600		369,600		418,100			
51	247,800		311,900	1	371,500		419,700			
52	249,300		314,100	2	373,500		421,200	1		
53	250,400		316,300	1	375,300		422,900			
54	251,600		318,300		377,100		424,400			
55	253,000		320,300		378,900		426,000			
56	254,000		322,300		380,600		427,600			
57	255,300		324,200		382,100		429,100			
58	256,300		326,300	3	383,700		430,600	1		
59	257,400		328,400	2	385,400		431,800	2		
60	258,600		330,400		387,100		433,000			
61	259,900		332,500	1	388,300		434,200			
62	260,900		334,600	3	389,700		435,500	1		
63	262,300		336,800		391,100		436,800			
64	263,400		339,000		392,400		438,000			
65	264,700		340,700	1	393,800		439,200			
66	266,100		342,900	1	395,000		440,400			
67	267,500		344,900	1	396,400		441,600	2		
68	269,100		347,100		397,800		442,800			
69	270,500		348,900		399,100		444,000			
70	271,800		350,800	1	400,400		445,200			
71	273,100		352,800		401,800		446,400			
72	274,400		354,800		403,100		447,600	1		
73	275,500		356,400	1	404,400		448,700	1		
74	276,700		358,300	2	405,800		449,300			
75	278,000		360,100		407,200		449,800			
76	279,000		362,000	2	408,500		450,300			
77	280,200		363,800		409,700		450,800			
78	281,400		365,500	1	410,900					
79	282,600		367,200	1	412,200					
80	283,800		368,800	3	413,600					
81	284,900		370,300	1	414,900					
82	286,100		371,800	6	416,100					

号俸	1級		2級		特2級		3級		4級			
	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員		
83	287,300		373,300		417,100							
84	288,500		374,700		418,300							
85	289,500		375,800		419,500							
86	290,600		377,200		420,700							
87	291,600		378,600	2	421,900							
88	292,800		379,900	1	422,900							
89	293,900		381,200	3	424,000							
90	295,000		382,500		425,000							
91	296,200		383,700		426,000							
92	297,400		385,000	1	427,000							
93	297,900		386,300	1	427,900							
94	298,900		387,400		428,700							
95	300,000		388,700		429,500							
96	301,200		389,900	1	430,300							
97	302,200		391,300	2	431,100							
98	303,300		392,300		431,500							
99	304,300		393,400	4	431,900							
100	305,400		394,400		432,300							
101	306,300		395,300	1	432,700							
102	307,400		396,300	2	433,000							
103	308,500		397,400		433,300							
104	309,500		398,500		433,600							
105	310,100		399,200	1	433,900							
106	311,000		400,100	1	434,200							
107	311,800		401,000		434,500							
108	312,600		401,900	2	434,700							
109	313,500		402,700	1	434,900							
110	313,900		403,600	2								
111	314,300		404,400	1								
112	314,800		405,200									
113	315,400		405,800	5								
114	315,800		406,500	1								
115	316,300		407,200	1								
116	316,800		407,900									
117	317,400		408,500									
118	317,900		409,000									
119	318,300		409,400	3								
120	318,800		409,800	1								
121	319,300		410,200	1								
122	319,700		410,500	1								
123	320,200		410,800									
124	320,700		411,000									
125	321,300		411,200	4								
126	321,600		411,500	1								
127	321,900		411,800	1								
128	322,200		412,000									
129	322,400		412,200	4								
130	322,700		412,500	2								
131	323,000		412,800	5								
132	323,300		413,000	5								
133	323,500		413,200	6								
134	323,700		413,500	5								
135	323,900		413,800	1								
136	324,200		414,000	6								
137	324,500		414,200	1								
138	324,700		414,500	2								
139	325,000		414,800	3								
140	325,300		415,000	2								
141	325,500		415,200									
142	325,700		415,500	5								
143	326,000		415,800	3								
144	326,200		416,000									
145	326,500		416,200	1								
146	326,700		416,500									
147	327,000		416,800									
148	327,300		417,000									
149	327,500		417,200									
150	327,700											
151	328,000											
152	328,300											
153	328,500											
										合計		
人員計	0	人	177	人	0	人	9	人	4	人	190	人
級別人員比率	0.0	%	93.2	%	0.0	%	4.7	%	2.1	%	100.0	%
俸給の平均	—	円	357,824	円	—	円	444,411	円	473,300	円	364,357	円

(注) 俸給の平均には、「3級に加える額」を含む。

8 新潟県教育職員の例により適用される教育職給料表(-)

(市立高等学校及び特別支援学校等に勤務する校長、教諭等に適用)

号俸	1級		2級		特2級		3級		4級	
	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員
1	160,000		204,000		264,100		331,100		416,900	
2	161,500		205,700		266,600		333,300		418,700	
3	163,000		207,300		268,900		335,400		420,500	
4	164,500		209,000		271,200		337,400		422,200	
5	166,100		210,800		273,700		339,600		423,700	
6	168,000		212,400		276,100		341,500		425,200	
7	169,800		214,100		278,300		343,700		427,100	
8	171,600		215,700		280,500		345,800		429,000	
9	173,300		217,500		282,600		347,500		430,800	
10	175,400		219,400		284,900		349,600		432,600	
11	177,400		221,300		287,300		351,700		434,500	
12	179,400		223,200		289,400		353,800		436,300	
13	181,300		224,700		291,800		355,900		438,000	
14	183,500		226,700		293,800		357,900		439,900	
15	185,700		228,700		295,700		359,900		441,700	
16	187,900		230,700		297,700		361,900		443,600	
17	190,100		232,500		299,800		363,500		445,300	
18	192,700		235,200		302,200		365,400		447,100	
19	195,200		237,900		304,700		367,200		448,900	
20	197,700		240,600		307,400		369,200		450,700	
21	200,200		243,200		309,600		370,800		452,300	
22	201,900		246,000		312,000		372,700		454,000	
23	203,600		248,600		314,200		374,500		455,900	
24	205,300		251,300		316,800		376,400		457,600	
25	206,800		253,800		319,400		377,700		459,300	
26	208,300		256,200		321,700		379,500		460,900	
27	210,000		258,700		323,900		381,300		462,500	
28	211,600		261,000		326,000		383,200		464,000	
29	213,100		263,600		328,200		385,000		465,500	
30	214,800		266,000		329,900		386,900		466,800	
31	216,500		268,200		332,000		388,800		468,100	
32	218,200		270,400		334,000		390,800		469,400	
33	219,600		272,500		335,800		392,500		470,600	
34	221,400		274,700		337,900		394,200		471,300	
35	223,200		276,900		340,000		395,800		472,000	
36	225,000		278,800		342,000		397,600		472,700	
37	226,500		281,100		344,100		398,800		473,300	
38	228,300		283,000		346,200		400,300			
39	230,100		284,900		348,400		401,700			
40	231,900		286,900		350,500		403,100			
41	233,600		288,600		352,400		404,800			
42	235,300		290,900		354,500		406,200			
43	236,900		293,200		356,400		407,500			
44	238,500		295,700		358,500		409,000			
45	239,900		297,700		360,300		410,600			
46	241,200		300,100		362,300		411,900			
47	242,500		302,300		364,200		413,400			
48	243,700		304,900		366,200		415,000			
49	245,100		307,200		367,800		416,700			
50	246,600		309,600		369,600		418,100			
51	247,800		311,900		371,500		419,700			
52	249,300		314,100		373,500		421,200			
53	250,400		316,300		375,300		422,900			
54	251,600		318,300		377,100		424,400			
55	253,000		320,300		378,900		426,000			
56	254,000		322,300		380,600		427,600			
57	255,300		324,200		382,100		429,100			
58	256,300		326,300		383,700		430,600			
59	257,400		328,400		385,400		431,800			
60	258,600		330,400		387,100		433,000			
61	259,900		332,500		388,300		434,200			
62	260,900		334,600		389,700		435,500			
63	262,300		336,800		391,100		436,800			
64	263,400		339,000	1	392,400		438,000			
65	264,700		340,700		393,800		439,200			
66	266,100		342,900		395,000		440,400			
67	267,500		344,900		396,400		441,600			
68	269,100		347,100		397,800		442,800			
69	270,500		348,900		399,100		444,000			
70	271,800		350,800		400,400		445,200			
71	273,100		352,800		401,800		446,400			
72	274,400		354,800		403,100		447,600			
73	275,500		356,400		404,400		448,700			
74	276,700		358,300		405,800		449,300			
75	278,000		360,100		407,200		449,800			
76	279,000		362,000		408,500		450,300			
77	280,200		363,800		409,700		450,800			
78	281,400		365,500		410,900					
79	282,600		367,200		412,200					
80	283,800		368,800		413,600					
81	284,900		370,300		414,900					

号俸	1級		2級		特2級		3級		4級	
	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員
82	286,100		371,800	3	416,100					
83	287,300		373,300		417,100					
84	288,500		374,700	1	418,300					
85	289,500		375,800		419,500					
86	290,600		377,200		420,700					
87	291,600		378,600		421,900					
88	292,800		379,900		422,900					
89	293,900		381,200		424,000					
90	295,000		382,500	1	425,000					
91	296,200		383,700		426,000					
92	297,400		385,000	1	427,000					
93	297,900		386,300	1	427,900					
94	298,900		387,400	1	428,700					
95	300,000		388,700		429,500					
96	301,200		389,900		430,300					
97	302,200		391,300		431,100					
98	303,300		392,300	1	431,500					
99	304,300		393,400		431,900					
100	305,400		394,400	2	432,300					
101	306,300		395,300		432,700					
102	307,400		396,300		433,000					
103	308,500		397,400	1	433,300					
104	309,500		398,500		433,600					
105	310,100		399,200		433,900					
106	311,000		400,100		434,200					
107	311,800		401,000	1	434,500					
108	312,600		401,900		434,700					
109	313,500		402,700		434,900					
110	313,900		403,600	1						
111	314,300		404,400	3						
112	314,800		405,200	1						
113	315,400		405,800							
114	315,800		406,500							
115	316,300		407,200	2						
116	316,800		407,900							
117	317,400		408,500	3						
118	317,900		409,000							
119	318,300		409,400	2						
120	318,800		409,800							
121	319,300		410,200							
122	319,700		410,500	2						
123	320,200		410,800	1						
124	320,700		411,000							
125	321,300		411,200	2						
126	321,600		411,500	1						
127	321,900		411,800	3						
128	322,200		412,000	1						
129	322,400		412,200	1						
130	322,700		412,500	3						
131	323,000		412,800	2						
132	323,300		413,000							
133	323,500		413,200	3						
134	323,700		413,500	3						
135	323,900		413,800	3						
136	324,200		414,000	7						
137	324,500		414,200	2						
138	324,700		414,500	3						
139	325,000		414,800	4						
140	325,300		415,000	1						
141	325,500		415,200	1						
142	325,700		415,500	1						
143	326,000		415,800							
144	326,200		416,000	2						
145	326,500		416,200							
146	326,700		416,500	1						
147	327,000		416,800							
148	327,300		417,000	1						
149	327,500		417,200							
150	327,700									
151	328,000									
152	328,300									
153	328,500	1								
		人		人		人		人		人
人員計	1		74		0		0		0	
級別人員 比率	1.3	%	98.7	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%
俸給 の平均	328,500	円	406,496	円	—	円	—	円	—	円
										合計
										75
										100.0
										405,456

(注) 俸給の平均には、「3級に加える額」を含む。

9 教育職俸給表(2) (幼稚園、小学校及び中学校に勤務する校長、園長、教諭等に適用)

号俸	1級		2級		特2級		3級		4級	
	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員
1	160,000		175,800		264,100		293,000		406,700	
2	161,500		177,900		266,600		295,600		408,200	
3	163,000		180,000		268,900		298,500		409,700	
4	164,500		182,200		271,200		300,900		411,200	
5	166,100		184,200		273,700		303,400		412,600	
6	168,000		186,400		276,100		305,700		414,000	
7	169,800		188,600		278,300		308,000		415,500	
8	171,600		190,800		280,500		310,400		417,100	
9	173,300		193,000		282,600		312,800		418,500	
10	175,400		195,800		284,900		315,200		419,900	
11	177,400		198,500		287,300		317,900		421,300	
12	179,400		201,200		289,400		320,800		422,600	
13	181,300		204,000		291,800		323,200		423,900	
14	183,500		205,700		293,800		325,100		425,300	
15	185,700		207,300		295,700		327,000		426,700	
16	187,900		209,000		297,700		329,100		428,100	1
17	190,100		210,800	40	299,800		331,100		429,300	
18	192,700		212,400	1	302,200		333,300		430,600	
19	195,200		214,100	3	304,700		335,400		431,800	
20	197,700		215,700	34	307,400		337,400		433,100	
21	200,200		217,500	4	309,600		339,600		434,200	4
22	201,900		219,400	5	312,000		341,500		435,400	9
23	203,600		221,300	5	314,200		343,700		436,700	15
24	205,300		223,200	28	316,800		345,800		438,000	30
25	206,800		224,700	6	319,400		347,500		439,300	3
26	208,200		226,700	7	321,700		349,300		440,500	9
27	209,800		228,700	7	323,900		351,200		441,500	2
28	211,300		230,700	23	326,000		353,100		442,600	2
29	213,000		232,500	7	328,200		354,900		443,800	10
30	214,700		235,200	13	329,900		356,700		444,600	1
31	216,400		237,900	7	332,000		358,400		445,400	5
32	218,100		240,600	19	334,000		360,300		446,300	7
33	219,400		243,200	14	335,800		361,600		447,200	1
34	221,100		246,000	14	337,900		363,300		447,700	5
35	222,800		248,600	4	340,000		364,800		448,200	8
36	224,500		251,300	20	342,000		366,600		448,700	4
37	225,900		253,800	12	344,000		368,500		449,200	43
38	227,600		256,200	27	345,900		370,000			
39	229,300		258,700	7	347,900		371,300			
40	231,000		261,000	14	349,800		372,900			
41	232,600		263,600	17	351,300		374,000			
42	234,300		266,000	14	353,100		375,400			
43	235,900		268,200	5	354,700		376,800			
44	237,500		270,400	28	356,400		378,300			
45	239,200		272,500	5	358,200		379,700			
46	240,700		274,700	10	359,900		381,300			
47	242,000		276,900	9	361,200		382,900			
48	243,400		278,800	26	362,800		384,400			
49	244,600		281,100	10	364,000		385,800			
50	246,000		283,000	12	365,500		387,300			
51	247,400		284,900	10	367,100		388,800			
52	248,600		286,900	13	368,700		390,200			
53	249,700		288,600	9	370,100		391,400			
54	251,100		290,900	13	371,600		392,700			
55	252,300		293,200	7	373,100		393,800			
56	253,300		295,700	17	374,600		394,900			
57	254,500		297,700	4	376,100		396,300	1		
58	255,700		300,100	8	377,500		397,500			
59	256,800		302,300	12	378,900		398,700	1		
60	258,000		304,900	14	380,200		400,000	1		
61	259,400		307,200	17	381,100		401,200			
62	260,200		309,600	8	382,300		402,200			
63	261,400		311,900	13	383,500		403,600	1		
64	262,300		314,100	9	384,600		404,900	1		
65	263,300		316,300	10	385,500		406,100	1		
66	264,700		318,300	10	386,700		407,200			
67	265,800		320,300	11	387,700		408,400			
68	267,100		322,300	11	388,800		409,500	1		
69	268,700		324,200	12	390,000	1	410,500	3		
70	270,200		326,300	17	391,000		411,700	3		
71	271,500		328,400	12	392,100		412,900	3		
72	272,900		330,400	9	393,300		414,100	3		
73	273,900		332,500	7	394,300		414,700	3		
74	274,900		334,600	20	395,400		415,500	17		
75	276,100		336,800	11	396,500		416,200	5		
76	277,100		339,000	17	397,600		416,700	1		
77	278,300		340,700	15	398,500		417,000	1		
78	279,400		342,600	9	399,400	1	417,400	1		
79	280,600		344,300	17	400,400		417,800	2		
80	281,800		346,100	5	401,400		418,200	27		
81	283,000		347,900	19	402,200		418,500	5		
82	283,900		349,700	15	403,000		418,900	3		
83	285,100		351,100	14	403,700	1	419,300	16		
84	286,300		352,900	14	404,500	1	419,600	6		
85	287,200		354,100	12	405,200		419,900	4		
86	288,100		355,700	18	406,000		420,300	15		

号俸	1級		2級		特2級		3級		4級			
	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員	俸給月額	人員		
87	288,800		357,200	10	406,700	2	420,700	3				
88	289,800		358,700	19	407,400	1	421,000	6				
89	290,800		360,000	13	408,000	1	421,300	5				
90	291,700		361,300	15	408,700	1	421,600	3				
91	292,600		362,700	10	409,200		421,900	2				
92	293,400		364,100	13	409,900	2	422,100	1				
93	293,700		365,600	15	410,300	3	422,300	34				
94	294,400		366,900	21	410,700	1						
95	295,100		368,200	9	411,000	1						
96	295,900		369,400	18	411,300							
97	296,700		370,400	14	411,600	3						
98	297,500		371,400	17	411,900							
99	298,300		372,400	10	412,200	2						
100	299,000		373,400	22	412,400							
101	299,900		374,300	16	412,600							
102	300,400		375,300	14	412,900	1						
103	300,900		376,300	16	413,200	1						
104	301,400		377,300	20	413,400							
105	301,600		378,100	12	413,600							
106	302,000		379,000	15	413,900							
107	302,300		379,900	19	414,200							
108	302,500		380,900	12	414,400	1						
109	302,700		381,700	15	414,600							
110	302,900		382,700	14								
111	303,200		383,700	14								
112	303,500		384,700	18								
113	303,700		385,300	18								
114	303,900		386,200	20								
115	304,100		387,100	18								
116	304,400		388,000	11								
117	304,700		388,800	14								
118	305,000		389,500	9								
119	305,300		390,300	25								
120	305,600		391,100	10								
121	305,800		391,700	29								
122	306,000		392,500	15								
123	306,200		393,200	27								
124	306,500		393,900	12								
125	306,800		394,500	26								
126			395,200	12								
127			395,700	36								
128			396,300	14								
129			397,000	34								
130			397,600	15								
131			398,100	26								
132			398,600	7								
133			398,900	26								
134			399,200	16								
135			399,500	36								
136			399,800	19								
137			400,100	35								
138			400,400	27								
139			400,700	56								
140			401,000	34								
141			401,300	55								
142			401,600	41								
143			401,900	57								
144			402,200	40								
145			402,400	98								
146			402,700	77								
147			403,000	99								
148			403,200	98								
149			403,400	112								
150			403,700	112								
151			404,000	79								
152			404,200	88								
153			404,400	71								
154			404,700	46								
155			405,000	23								
156			405,200	17								
157			405,400	5								
158			405,700	2								
159			406,000									
160			406,200	1								
161			406,400									
										合計		
人員計	0	人	3,035	人	24	人	179	人	159	人	3,397	人
級別人員比率	0.0	%	89.3	%	0.7	%	5.3	%	4.7	%	100.0	%
俸給の平均	—	円	362,598	円	408,633	円	425,805	円	443,019	円	370,018	円

(注) 俸給の平均には、「3級に加える額」を含む。

第7表

俸給表別，級別，年齢別人員

1 一般俸給表

級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
18	人	人	人	人	人	人	人	人	人
19	3								
20	7								
21	16								
22	13								
23	46								
24	54								
25	75								
26	77								
27	50	35							
28	11	61							
29	2	64							
30	3	56							
31	3	58	14						
32	1	36	33						
33	1	11	67						
34		6	81						
35		1	60	3					
36			48			1			
37			52	5					
38			49	2					
39		1	52	3					
40		1	47	12					
41			26	35					
42			12	40					
43	1		5	91					
44		1	2	88	2				
45			6	85	6				
46			4	135	10				
47		1		124	23	1		1	
48	1		1	92	46	4			
49	1			58	56	4			
50	1		1	65	56	4	1		
51				47	58	19	1		
52				41	6	6	6		
53				37	44	17	4	1	
54			1	24	45	12	4	2	
55				21	39	16	6	7	
56			1	20	33	14	8	6	
57				22	21	15	6	4	
58			1	17	21	12	3	6	1
59			1	22	23	12	7	5	
60				16	24	10	3		
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
	24.6	29.3	36.0	47.3	51.9	54.0	55.2	55.8	57.3

(注) 該当人員0の年齢は空欄とした。(以下第7表の各表について同じ。)

2 医療職俸給表(1)

級 年齢	1級	2級	3級	4級
18	人	人	人	人
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52			2	
53				
54				
55			1	
56				
57				
58				
59				
60				
61				1
62			1	
63				
64				
65				
平均年齢	歳	歳	歳	歳
	—	—	55.8	61.9

3 医療職俸給表(2)

級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
18	人	人	人	人	人	人	人	人
19								
20								
21								
22	1							
23								
24		1						
25		3						
26		3						
27		3						
28		3						
29		2						
30		2						
31			2					
32			1	1				
33			1					
34				2				
35				3				
36				1				
37		1		3				
38	1			3				
39				1	1			
40				1	3			
41			1					
42					2			
43					6			
44								
45					4			
46					4			
47					3			
48			1		2			
49				1	3			
50					4			
51					2			
52						1		
53					3			
54								
55					3	1		
56					3			
57					1	1		
58					2		1	
59					1			
60								
平均年齢	歳 30.5	歳 28.0	歳 36.4	歳 37.6	歳 48.8	歳 55.2	歳 58.2	歳 —

4 医療職俸給表(3)

級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
18	人	人	人	人	人	人	人
19							
20							
21							
22		2					
23		3					
24		4					
25		7					
26		6					
27		5					
28		2	3				
29		3	1				
30		1	2				
31				1			
32				1			
33				2			
34				2			
35				1			
36				1			
37				2	2		
38				3	3		
39				2	2		
40					4		
41					4		
42					5		
43					7		
44				1	4		
45					2		
46					5		
47					4		
48					8		
49					5		
50					8		
51					5		
52					5		
53					6		
54					3		
55					5	1	
56					3	3	
57					4		
58					5	2	
59					4	1	
60							
平均年齢	歳 —	歳 26.1	歳 29.2	歳 36.5	歳 49.1	歳 57.3	歳 —

5 消防職俸給表

級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
18	2							
19	3							
20	10							
21	7							
22	12	1						
23	2	16						
24	1	25						
25		34	1					
26		34	4					
27		24	3					
28		20	3					
29		23	5					
30		14	14					
31		4	21					
32		6	25	2				
33			13	19				
34			10	29				
35			5	21				
36			3	34				
37				17				
38				15	1			
39				13	2			
40				10	1			
41				17				
42				20	1			
43				13	1			
44				26	4			
45				29	4			
46				22				
47				24	3	3		
48				15	1	2		
49				17	2	2		
50				6	3	2	1	
51				8	6	7	1	
52				11	2	6	1	
53				5	2	1	1	
54				3	5	12		
55				9	6	2	1	
56				6	8		6	1
57				10	4	3	4	2
58				5	4	5	2	1
59				10	7	5	5	
60								
平均年齢	21.4	27.1	31.9	43.7	52.3	53.9	56.6	57.4

6 福祉職俸給表

級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級
18						
19						
20	8					
21	8					
22	14					
23	28					
24	27					
25	23					
26	22	4				
27	6	18				
28	2	20				
29	1	12				
30	1	25				
31	3	29				
32		32				
33		25	5			
34	1	14	8			
35		7	11			
36		5	18	1		
37		1	10	3		
38	4	1	10	7		
39	1		9	7		
40		1	4	10		
41			4	12		
42			2	18		
43			1	13		
44				11		
45				17		
46				13		
47				17		
48				11		
49				7		
50				4		
51				9		
52				3		
53				8		
54				3		
55				2		
56				3		
57				5		
58				8		
59				9		
60						
平均年齢	25.1	31.5	37.3	47.1	—	—

7 教育職俸給表(1)

級 年齢	1級	2級	特2級	3級	4級
18	人	人	人	人	人
19					
20					
21					
22		4			
23		1			
24		2			
25		3			
26		5			
27		3			
28		6			
29		4			
30		2			
31		3			
32		9			
33		5			
34		3			
35		2			
36		5			
37		2			
38		5			
39		2			
40		5			
41		4			
42		3			
43		8			
44		5			
45		8		1	
46		7		1	
47		4		1	
48		6			
49		8			
50		7		2	
51		9		2	
52		4			
53		4		1	
54		3			
55		6		1	
56		7			2
57		4			2
58		6			
59		3			
60					
平均年齢	歳 —	歳 42.8	歳 —	歳 50.3	歳 58.1

8 新潟県教育職員の例により適用される教育職給料表(一)

級 年齢	1級	2級	特2級	3級	4級
18	人	人	人	人	人
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36		1			
37					
38					
39		1			
40		3			
41		1			
42		3			
43		1			
44		1			
45		1			
46		3			
47		5			
48		9			
49		5			
50		5			
51		4			
52		6			
53		7			
54	1	7			
55		6			
56		1			
57		1			
58		3			
59					
60					
平均年齢	歳 54.8	歳 50.2	歳 —	歳 —	歳 —

9 教育職俸給表(2)

級 年齡	1級	2級	特2級	3級	4級
18	人	人	人	人	人
19					
20					
21					
22		40			
23		39			
24		52			
25		49			
26		53			
27		56			
28		63			
29		57			
30		53			
31		51			
32		44			
33		24			
34		53			
35		47			
36		56			
37		61			
38		68			
39		54			
40		70			
41		70			
42		73			
43		69	1	1	
44		81	1	1	
45		89	1	6	
46		107	3	11	
47		100	2	9	1
48		122	1	9	1
49		120	3	12	
50		126	1	14	3
51		114	2	13	3
52		122	3	19	4
53		107	1	22	5
54		132	2	13	10
55		136	2	16	20
56		127		15	21
57		128		11	31
58		128	1	4	33
59		94		3	27
60					
平均年齡	— 歲	45.0 歲	50.3 歲	52.3 歲	56.8 歲

第8表

過去の職員給与実態調査の概要

区分		年				
		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年 (平成31年)	令和2年
一般	職員数	3,071	3,238	3,254	3,225	3,150
	平均給与月額	355,411	352,816	350,306	353,749	356,981
	平均年齢	42.4	41.8	41.6	41.7	42.1
	平均経験年数	18.0	19.8	19.5	19.6	19.9
医療職(1)	職員数	8	7	6	7	5
	平均給与月額	938,634	959,230	972,431	951,734	972,702
	平均年齢	53.7	53.3	56.2	55.3	57.0
	平均経験年数	16.9	29.7	32.4	31.7	33.9
医療職(2)	職員数	89	105	103	100	93
	平均給与月額	348,683	350,395	348,971	353,378	355,863
	平均年齢	41.7	41.5	41.2	41.7	42.0
	平均経験年数	16.2	19.0	18.7	19.0	18.9
医療職(3)	職員数	164	172	171	169	165
	平均給与月額	360,533	359,906	356,541	362,597	358,725
	平均年齢	44.8	44.3	43.3	43.8	42.9
	平均経験年数	19.4	21.6	20.6	21.1	20.3
消防職	職員数	914	914	908	909	904
	平均給与月額	353,136	356,450	353,143	353,644	354,120
	平均年齢	40.5	40.4	39.9	39.5	39.3
	平均経験年数	19.1	20.1	19.5	19.0	18.9
福祉職	職員数	646	636	640	628	626
	平均給与月額	303,373	301,340	301,565	303,142	304,675
	平均年齢	37.4	36.3	36.2	35.8	35.7
	平均経験年数	13.5	14.9	14.8	14.3	14.2

区分		年				
		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年 (平成31年)	令和2年
教育職(1)	職員数	121	155	172	181	190
	平均給与月額	447,050	424,258	419,897	424,110	418,957
	平均年齢	47.2	43.6	43.5	44.0	43.5
	平均経験年数	2.7	20.6	20.8	20.9	20.6
新潟県教育職員の 例により適用され る教育職給料表(-)	職員数	-	111	97	85	75
	平均給与月額	-	447,007	447,591	451,325	453,630
	平均年齢	-	47.7	48.3	49.4	50.2
	平均経験年数	-	25.0	25.4	26.5	27.2
教育職(2)	職員数	38	3,464	3,455	3,410	3,397
	平均給与月額	386,243	424,843	421,977	421,043	419,569
	平均年齢	42.0	46.6	46.4	46.1	46.0
	平均経験年数	11.5	23.8	23.8	23.2	22.9
計	職員数	5,051	8,691	8,806	8,714	8,605
	平均給与月額	351,743	380,858	378,136	379,486	380,173
	平均年齢	41.6	43.3	43.1	42.9	43.0
	平均経験年数	17.2	21.1	20.9	20.7	20.6

(注) 平成29年調査より、経験年数については「地方公務員給与実態調査 調査要領（総務省）」の例により算出している。

第9表 再任用職員の俸給表別，級別人員

その1 フルタイム勤務職員

(人)

俸給表	級										
	俸給表計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
一般俸給表	24		6		10	2	2		2	2	
医療職俸給表 (3)	1		1								
教育職俸給表 (1)	6		5			1					
教育職俸給表 (2)	88		83		2	3					
合計①	119										

(参考)

俸給表	級										
	俸給表計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
技能労務職俸給表	35		35								
企業 (市民病院) 一般俸給表	1		1								
企業 (市民病院) 医療職俸給表 (2)	4		4								
企業 (市民病院) 医療職俸給表 (3)	1		1								
合計②	41										

総計 ①+② 160

(注) 該当人員0の級は空欄とした(その2において同じ。)

その2 短時間勤務職員

(人)

俸給表	級										
	俸給表計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
一般俸給表	249		54		116	72	5		2		
医療職俸給表 (2)	4		1		1	2					
医療職俸給表 (3)	14		11		3						
消防職俸給表	28				16	5	2	5			
福祉職俸給表	24		19		4	1					
教育職俸給表 (2)	60		59			1					
合計①	379										

(参考)

俸給表	級										
	俸給表計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
技能労務職俸給表	44		44								
企業 (市民病院) 一般俸給表	1				1						
企業 (市民病院) 医療職俸給表 (2)	6		6								
企業 (市民病院) 医療職俸給表 (3)	4		4								
企業 (市民病院) 福祉職俸給表	1				1						
企業 (水道) 一般俸給表	43		17		18	4		4			
企業 (水道) 技能労務職俸給表	1		1								
合計②	100										

総計 ①+② 479

第2 民間給与等

令和2年職種別民間給与実態調査の概要

1 調査の目的

この調査は、職員の給与を検討するため、民間給与の実態を調査するものである。

2 調査機関

本委員会、人事院及び新潟県人事委員会等

3 調査の内容等

(1) 調査の内容

この調査の内容は、次のとおりである。

- ① 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
- ② 民間企業における給与改定の状況等
- ③ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- ④ 本年4月分の初任給の状況

なお、このうち、今回の報告の基礎となったのは、①及び②に関する調査である。

(2) 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、(1)①及び②に関する調査を先行して実施した。各調査期間は、次のとおりである。

- ・(1)①及び②に関する調査：6月29日(月)～7月31日(金)
- ・(1)③及び④に関する調査：8月17日(月)～9月30日(水)

4 調査の範囲等

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

公務を除く全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内の民間事業所420事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

(2) 標本事業所の抽出

上記3の(1)に記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により9層に層化し、これらの層から104事業所を無作為に抽出し調査を行った。

先行して実施した調査における調査完了事業所は、第10表のとおりである。

5 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第10表

産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計	87事業所	32事業所	36事業所	19事業所
農 業 , 林 業 , 漁 業	0	0	0	0
鉱 業 , 建 設 業	13	3	7	3
製 造 業	18	3	8	7
電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業, 運輸業	25	15	6	4
卸 売 ・ 小 売 業	7	2	4	1
金融・保険業, 不動産業	2	1	1	0
医療, 福祉, 教育, 学習 支援業, サービス業	22	8	10	4

- (注) 1 上記調査事業所のほか、調査不能の事業所が8所あった。
 2 調査対象事業所104所から規模不適の事業所2所を除いた102所に占める調査完了事業所87所の割合(調査完了率)は、85.3%であった。
 3 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50以上の事業所をいう。(以下の表について同じ。)

第11表

調査事業所における企業規模及び本・支店別構成

調査事業所の企業規模	調査事業所数		
	本 店	支 店	合 計
50人～99人	18	1	19
100人～199人	14	5	19
200人～299人	1	6	7
300人～399人	1	5	6
400人～499人	2	2	4
500人～999人	4	6	10
1,000人～2,999人	1	8	9
3,000人以上	0	13	13
合 計	41	46	87

- (注) 「本店」とは支店・工場等を有する事業所で、当該企業において本店、本社と呼ばれている事業所又は他に支店、工場等がなく企業が単一の事業所からなっている事業所を、「支店」とは本店以外の事業所をいう。

第12表

民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		80.5%
配偶者に家族手当を支給する		(89.1%)
家族手当制度がない		19.5%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	12,553円
	配偶者と子1人	19,547円
	配偶者と子2人	25,268円

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

備考 市職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、子については10,000円、子以外の扶養親族については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第13表

民間における特別給の支給状況

項目	区分		事務・技術等従業員
	下半期 (A1)	上半期 (A2)	
平均所定内給与月額	下半期 (A1)		353,990円
	上半期 (A2)		330,474円
特別給の支給額	下半期 (B1)		780,808円
	上半期 (B2)		736,506円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)		2.21月分
	上半期 (B2/A2)		2.23月分
年間の平均			4.44月分

(注) 下半期とは令和元年8月から令和2年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考 市職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.50月である。

第 14 表

民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係 員		課 長 級		部 長 級	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
49.7	50.3	45.6	54.4	47.3	52.7

第3 生計費・労働経済指標

1 令和2年4月の標準生計費算定方法

市民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

2 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費・・・食料

住居関係費・・・住居，光熱・水道，家具・家事用品

被服・履物費・・・被服及び履物

雑費Ⅰ・・・保健医療，交通・通信，教育，教養娯楽

雑費Ⅱ・・・その他の消費支出（諸雑費，こづかい(使途不明)，交際費，仕送り金）

3 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、全国の標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する新潟市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

2人～5人世帯については、家計調査における勤労者世帯の令和2年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

第15表

新潟市における費目別、世帯人員別標準生計費

(令和2年4月)

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	円 23,900	円 38,260	円 49,700	円 61,150	円 72,590
住居関係費	45,380	48,930	44,010	39,090	34,170
被服・履物費	1,540	4,950	5,620	6,290	6,960
雑費Ⅰ	17,900	23,050	31,170	39,280	47,400
雑費Ⅱ	5,840	16,930	19,720	22,510	25,310
計	94,560	132,120	150,220	168,320	186,430

第16表

労働経済指標

月 項 目				年	平成31年 4月	令和元年 5月	6月	7月
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	① きまって支給する給与 (調査産業計)	全 国		金 額	千円 299.5	294.8	297.6	296.4
				前年同月比	% 0.3	0.1	0.3	0.0
		新 潟 県		金 額	千円 253.2	250.2	250.7	250.0
				前年同月比	△ 2.9	△ 2.4	△ 3.8	△ 5.0
	うち 所定内給与	全 国	調査産業計	金 額	千円 273.4	269.4	272.4	271.6
				前年同月比	% 0.3	△ 0.1	0.3	0.1
		新 潟 県	調査産業計	金 額	千円 232.2	230.9	230.6	230.6
				前年同月比	△ 3.0	△ 2.2	△ 3.9	△ 4.6
	② 総実労働時間数 (調査産業計)			時 間 数	時間 148.7	141.4	147.4	150.1
		うち所定外労働時間数		時 間 数	時間 13.1	12.4	12.3	12.3
生計費 (総務省家計調査)	③ 消 費 支 出	全 国	二人以上の世帯	金 額	千円 301.1	300.9	276.9	288.0
				前年同月比	% 2.3	7.0	3.5	1.6
			二人以上の世帯のうち勤労者	金 額	千円 337.2	332.3	308.4	321.2
				前年同月比	% 0.7	6.4	5.6	3.6
		新 潟 市	二人以上の世帯	金 額	千円 298.0	309.3	308.7	276.3
				前年同月比	△ 2.6	9.9	28.9	△ 9.4
			二人以上の世帯のうち勤労者	金 額	千円 309.0	323.4	349.0	284.0
				前年同月比	△ 21.4	△ 0.7	22.2	△ 26.5
物 価	④ 消費者物価指数 (総務省)	全 国	前年同月比	% 0.9	0.7	0.7	0.5	
		新 潟 市	前年同月比	% 0.7	0.7	0.6	0.5	
	⑤ 国内企業物価指数 (日本銀行)	前年同月比	% 1.3	0.6	△ 0.2	△ 0.7		
雇 用	⑥ 常用雇用指数 (厚生労働省)	前年同月比	% 1.1	0.8	1.0	1.2		
	⑦ 完全失業率 (総務省労働力調査)	前年同月比	% 2.4	2.4	2.3	2.3		
	⑧ 有効求人倍率 (厚生労働省)	前年同月比	倍 1.63	1.62	1.61	1.59		
生 産	⑨ 実質国内総生産 (内閣府)	前 期 比	% 0.4					

(注) 1 ①, ④, ⑤, ⑥は平成27年基準, ⑨は平成23年基準である。

2 ①, ②, ⑥は「毎月勤労統計調査」で公表されている「再集計値」(事業所規模30人以上)の数値で

8月	9月	10月	11月	12月	令和2年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
295.9	296.0	298.4	297.7	297.1	293.1	293.7	294.3	295.8	287.3	291.0
0.1	0.1	0.1	△ 0.4	△ 0.2	0.4	0.3	△ 0.4	△ 1.2	△ 2.6	△ 2.2
249.8	249.6	248.5	249.5	247.2	256.5	256.9	258.4	258.6	253.0	255.1
△ 2.6	△ 4.3	△ 5.4	△ 5.7	△ 6.5	△ 1.0	3.2	3.1	2.1	1.0	1.6
271.3	271.8	273.0	271.9	271.8	269.1	269.2	269.9	273.0	268.7	272.3
0.2	0.2	0.2	△ 0.1	0.2	0.7	0.6	0.1	△ 0.1	△ 0.3	0.0
229.4	229.4	227.6	228.5	227.7	237.3	237.3	238.7	237.0	234.9	237.5
△ 2.9	△ 4.1	△ 5.5	△ 5.6	△ 5.8	0.5	4.5	3.8	2.1	1.7	3.0
141.6	142.5	146.5	147.5	145.0	137.7	139.8	142.1	143.9	126.9	141.3
11.6	12.2	12.6	12.6	12.3	11.8	12.1	11.9	10.6	8.6	9.3
296.3	300.6	279.7	278.8	321.4	287.2	271.7	292.2	267.9	252.0	273.7
1.3	10.8	△ 3.7	△ 0.8	△ 2.4	△ 3.1	0.2	△ 5.5	△ 11.0	△ 16.2	△ 1.1
325.5	329.7	305.2	304.0	345.4	312.5	303.2	322.5	303.6	280.9	298.4
1.7	8.9	△ 3.2	0.2	△ 1.6	△ 4.1	0.1	△ 7.6	△ 9.9	△ 15.5	△ 3.3
291.9	302.8	297.5	291.5	312.7	266.3	264.1	306.0	238.4	247.3	309.4
11.7	△ 7.8	△ 0.9	△ 1.5	△ 6.5	△ 3.3	△ 5.5	6.6	△ 20.0	△ 20.0	0.2
268.2	332.6	329.3	318.2	343.1	293.1	292.0	335.3	252.3	264.0	313.7
△ 7.9	24.9	10.0	△ 2.0	△ 3.6	0.0	△ 4.2	5.3	△ 18.4	△ 18.4	△ 10.1
0.3	0.2	0.2	0.5	0.8	0.7	0.4	0.4	0.1	0.1	0.1
0.1	0.2	0.0	0.3	0.9	0.4	0.2	0.4	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.3
△ 0.9	△ 1.1	△ 0.4	0.1	0.9	1.5	0.7	△ 0.5	△ 2.5	△ 2.8	△ 1.6
1.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.2	1.1	1.1	0.9	0.2	0.2
2.3	2.4	2.4	2.2	2.2	2.4	2.4	2.5	2.6	2.9	2.8
1.59	1.58	1.58	1.57	1.57	1.49	1.45	1.39	1.32	1.20	1.11
0.0			△ 1.8			△ 0.6			△ 7.9	

ある。